

# 別海町議会会議録

第1号（平成24年9月11日）

## ○議事日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                              |
| 日程第 2 |        | 議会運営委員会報告                               |
| 日程第 3 |        | 会期決定の件                                  |
| 日程第 4 |        | 諸般の報告                                   |
| 日程第 5 |        | 町長行政報告及び提出案件の概要説明                       |
| 日程第 6 | 議案第60号 | 平成24年度別海町一般会計補正予算（第3号）                  |
| 日程第 7 | 議案第61号 | 平成24年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）             |
| 日程第 8 | 議案第62号 | 平成24年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）              |
| 日程第 9 | 議案第63号 | 平成24年度別海町水道事業特別会計補正予算（第2号）              |
| 日程第10 | 議案第64号 | 別海町暴力団排除条例の制定について                       |
| 日程第11 | 議案第65号 | 別海町公民館の設置及び管理等に関する条例の制定について             |
| 日程第12 | 議案第66号 | 別海町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第13 | 議案第67号 | 別海町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第14 | 議案第68号 | 別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 日程第15 | 議案第69号 | 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第16 | 議案第70号 | 町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第17 | 議案第71号 | 町立別海病院条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第18 | 議案第72号 | 町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第73号 | 財産の取得について                               |
| 日程第20 | 議案第74号 | 財産の取得について                               |
| 日程第21 | 議案第75号 | 財産の取得について                               |
| 日程第22 | 議案第76号 | 町道の路線認定及び廃止について                         |
| 日程第23 | 議案第77号 | 土地改良事業の施行について                           |
| 日程第24 | 認定第 1号 | 平成23年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について               |
| 日程第25 | 認定第 2号 | 平成23年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について         |

日程第 2 6	認定第 3 号	平成 2 3 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 7	認定第 4 号	平成 2 3 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 8	認定第 5 号	平成 2 3 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 9	認定第 6 号	平成 2 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 0	認定第 7 号	平成 2 3 年度町立別海病院事業会計決算認定について
日程第 3 1	認定第 8 号	平成 2 3 年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第 3 2	報告第 3 号	平成 2 3 年度町立別海病院事業会計継続費精算報告について
日程第 3 3	報告第 4 号	平成 2 3 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

### ○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		町長行政報告及び提出案件の概要説明
日程第 6	議案第 6 0 号	平成 2 4 年度別海町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 7	議案第 6 1 号	平成 2 4 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 6 2 号	平成 2 4 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 6 3 号	平成 2 4 年度別海町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 6 4 号	別海町暴力団排除条例の制定について
日程第 1 1	議案第 6 5 号	別海町公民館の設置及び管理等に関する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 6 6 号	別海町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 6 7 号	別海町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 6 8 号	別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 6 9 号	別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 7 0 号	町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 7 1 号	町立別海病院条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 7 2 号	町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 7 3 号	財産の取得について

- 日程第20 議案第74号 財産の取得について  
 日程第21 議案第75号 財産の取得について  
 日程第22 議案第76号 町道の路線認定及び廃止について  
 日程第23 議案第77号 土地改良事業の施行について  
 日程第24 認定第1号 平成23年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について  
 日程第25 認定第2号 平成23年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第26 認定第3号 平成23年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第27 認定第4号 平成23年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第28 認定第5号 平成23年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第29 認定第6号 平成23年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第30 認定第7号 平成23年度町立別海病院事業会計決算認定について  
 日程第31 認定第8号 平成23年度別海町水道事業会計決算認定について  
 日程第32 報告第3号 平成23年度町立別海病院事業会計継続費精算報告について  
 日程第33 報告第4号 平成23年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

○出席議員（17名）

1番 木 嶋 悦 寛	2番 松 壽 孝 雄
3番 森 本 一 夫	4番 今 西 和 雄
5番 西 原 浩	6番 沓 澤 昌 廣
7番 小 林 敏 之	8番 安 部 政 博
9番 瀧 川 榮 子	10番 山 田 信
12番 松 原 政 勝	13番 戸 田 博 義
14番 戸 田 憲 悦	15番 中 村 忠 士
16番 佐 藤 初 雄	副議長 17番 安 田 輝 男
議長 18番 渡 邊 政 吉	

○欠席議員（1名）

11番 丹 羽 勝 夫

○出席説明員

町 長 水 沼 猛	副 町 長 磯 田 俊 夫
教 育 長 山 口 長 伸	代表監査委員 鈴木 英 世
監 査 委 員 下川原 洋	教 育 委 員 長 大 塚 保 男
選 管 委 員 長 高 崎 好 藏	農 業 委 員 会 会 長 松 田 寅 義
総 務 部 長 竹 中 仁	福 祉 部 長 佐 藤 次 春



---

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。議場内においても、ネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

なお、議場の気温が高くなってきましたら、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまから、平成24年第3回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、11番丹羽議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

10番山田議員、12番松原議員、13番戸田博義議員、以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員会委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

それでは、議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（戸田博義君） それでは、議会運営委員会から報告をいたします。

8月31日、9月5日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で28件であります。提出された議案は、平成24年度補正予算4件、条例の制定2件、一部改正が7件、財産の取得が3件、町道認定及び廃止が1件、平成23年度各会計決算認定が8件、平成23年度町立別海病院事業会計継続費精算報告書及び平成23年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率の報告の2件であります。

これらの提出案件のうち、議案第64号別海町暴力団排除条例の制定について、議案第65号別海町公民館設置及び管理等に関する条例制定についての2件及び平成23年度各会計決算認定の8件を除いては、委員会の付託は省略すべきものと決定いたしました。

また、平成23年度各会計決算認定第1号から第8号までの8件につきましては、一括議題とし、平成23年度各会計決算審査特別委員会を設置して慎重な審議をすべきものといたしました。

なお、特別委員会の構成につきましては、木嶋議員、森本議員、安部議員、松原議員、戸田博義議員、戸田憲悦議員、中村議員、安田議員の8名を選任すべきものと決定をいた

しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、松原政勝議員、木嶋悦寛議員、西原浩議員、森本一夫議員、中村忠士議員、瀧川榮子議員の6名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき、通告順に行うことといたしました。議員各位、理事者におかれましては、活発な政策論議が行われるとともに、円滑な議会運営と町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願いを申し上げます。

次に、請願・陳情等であります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出を願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在予定されております議員提出案件は、8件であります。

まず、地球温暖化に関する地方財源を確保・拡充する仕組みの構築を求める意見書、地方財政の充実・強化を求める意見書、義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・充実を求める意見書を佐藤初雄議員から、健康でよい歯科医療の実現を求める意見書を木嶋議員から、全国健康保険協会管掌健康保険に関する意見書を山田議員から、道路整備に関する意見書を杏澤議員から、泊原発の再稼働をやめ、原発に頼らない北海道の実現を求める意見書を瀧川議員から、コケイン症候群を国の特定疾患治療研究対象疾患と小児慢性特定疾患に指定（難病指定）を求める意見書を福祉医療常任委員長からそれぞれ提出いたします。いずれも最終日に提案されることとなっております。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、9月11日から14日までの4日間とし、1日目は町長提出議案の内容説明、質疑を行うことといたしました。

2日目は一般質問を行い、3日目は休会とし、各常任委員会を行います。

4日目の最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決などを行うことといたしました。

なお、本定例会においても休会日を1日設け、各常任委員会での所管事務調査や討議の時間を確保した日程といたしました。

各常任委員会の運営等につきましては、委員長を初め、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、反問権についてでございますが、議員の質問に対して、論点・争点を明確にするためのものでありますので、町長を初め執行機関、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議いたしました内容について御報告申し上げます。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの4日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの4日間と決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 諸般の報告

○議長(渡邊政吉君) 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎日程第5 町長行政報告及び提出案件の概要説明

○議長(渡邊政吉君) 日程第5 町長から、行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長(水沼 猛君) おはようございます。

平成24年第3回の町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用のところでございますが、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、行政報告並びに提出議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、行政報告でございますが、産業の動向等でございますが、一つ目は家畜の暑熱被害についてでございます。

ことしも7月下旬から一昨年のような猛暑となりまして、さらに湿度も高く、家畜の暑熱被害が心配をされておりましたが、7月1日から8月25日までの町内における日射病・熱射病につきましては、乳用牛の26頭で発症し、そのうち6頭が死亡、2頭が廃用牛、3頭が治療牛となりまして、残り15頭につきましては、幸いにも回復をいたしました。

今後も残暑が続く予報が出されておりました、町内酪農・畜産農家におかれましては、十分な暑熱対策の実施をお願いをしたいと思います。

二つ目は、酪農・畜産情勢についてでございます。

町内の生乳生産量につきましては、7月末の数字で28万4,000トン、対前年比102.8%、販売額では240億5,000万円、対前年比104.4%となっております。乳量で2.8%、乳代で4.4%の増と、いずれも前年実績を大きく上回っている状況でございます。

乳量が前年を上回っている要因といたしまして、昨年は一昨年の猛暑の影響を受けて前年を大きく下回りましたが、その主な要因とされた受胎率の低下及び受胎時期のおくれが、今年度回復したことが好転の要因と考えられます。

また、乳代につきましても前年を大きく上回っておりますが、これは乳代の単価と乳量の増が大きな要因となっております。

秋以降も乳量増を期待するところでございますが、暑熱ストレスの影響がどの程度のものになるか、注視をしていかなければならないと考えております。

次に、牧草の生育状況及び農作業状況でございますが、6月は低温傾向が続いたものの、7月以降回復をし、8月中旬からは、平年を上回る高温多照な状況が続いております。9月1日現在、牧草の生育は平年より1日早く、農作業状況については、2日早い状況でございます。

飼料用トウモロコシについては、生育が4日おくれている状況であります。米國中・西部の大干ばつによるトウモロコシ相場的大幅な値上がりから、配合飼料原料の異常な高どまり状態が続いております。

飼料原料を米国から調達する商社は、既に値上がりした価格での購入を進めながら、より安価な代替原料や他産地の調達も急いでいるところですが、飼料メーカーは10月以降の製品価格の値上げを避けられないとの状況であり、酪農・畜産農家への影響が懸念されるところであります。

三つ目は、水産業の状況についてでございます。

6月末で終漁しましたホタテの春漁につきましては、2月から3月にかけて流氷の影響が心配されましたが、前年比115%の1万8,032トンと比較的好調でございました。しかし、魚価安となりまして、金額では前年比92%の37億5,000万円の水揚げとなっております。

昨年の東日本大震災の津波で藻場が流失をしたことにより、秋漁が中止となったホッカイシマエビの春漁につきましては、6月22日から7月27日までの操業で、漁獲量については、前年比148%の15トンと増加をし、金額でも前年比110%の5,700万円となりました。

秋漁につきましては、9月の調査結果にもよりますが、今のところ10月に操業する予定となっております。

次に、秋サケ定置網漁についてでございますが、記録的な不漁となりました一昨年に比べ、昨年も水揚げ量で14%の増にとどまり、依然不漁状態でしたが、水揚げ金額は54%増と平年の水準まで回復をいたしました。

本年につきましては、9月1日に漁が始まったばかりですが、9月10日、昨日現在で、低調だった昨年と比較いたしまして数量で116%、金額では魚価安のため、前年比86%にとどまっております。

水揚げ量、魚価ともに、今後も予断を許さない状況であります。今後の推移を注視をしてまいりたいと考えております。

四つ目は、観光についてでございます。

本町の観光客入り込み数については、5月20日の第3回別海ジャンボホタテ・ホッキ祭りに3,000人、6月30日と7月1日に開催をいたしました第52回尾岱沼えびまつりに2万4,000人、また、7月7日と8日に開催をした新ご当地グルメグランプリ、これには2万2,000人の来場者があり、8月末現在で前年比113.1%の19万3,234人となっております。

このように、特産食材による地域活性化のためのいわゆる食観光が定着しつつあると感じているところでございます。

また、根室管内教育旅行誘致推進協議会が7月に設立をされ、平成26年からの教育旅行、いわゆる修学旅行の受け入れ態勢の確立に向けた取り組みを現在進めております。加えて、スポーツ合宿の誘致の拡大など、さらなる滞在型観光の推進を図ってまいりたいと考えております。

五つ目は、商工業についてでございますが、依然景気の低迷が続いているため、町内の商工業も非常に厳しい経営状況に置かれていると承知をいたしております。

今後とも関係団体と協議をしながら、実効性のある商工業振興策を講じてまいります。

また、現在、若い経営者グループの皆さんが中心となって、集客や地域活性化のための

さまざまな取り組みを行っておりますので、町といたしましても、それらの活動を積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、まちづくり懇談会の開催結果について御報告を申し上げます。

まちづくり懇談会につきましては、6月定例会の行政報告の中でも開催日程等をお伝えしておりましたが、御存じのとおり7月9日、12日、13日にそれぞれ尾岱沼東公民館、役場本所会議室、西春別西公民館で開催をしたところでございます。

それぞれの会場には、東公民館が19名、役場が27名、西公民館35名の町民の皆様にご足をお運びいただきました。

今回のまちづくり懇談会につきましては、特別養護老人ホーム等建てかえと経営移譲について及び交流センター、旧郊楽苑の経過についての2点の経過報告に加えまして、行政全般に対しまして、広く意見の交換をさせていただくというものでございました。

参加された町民の皆様からは、まちづくりに関する貴重な提言・意見等をいただきました。これらの貴重な御意見など、今後の行政運営にどのように反映させていくか、十分に協議・検討を重ねていく所存でございます。

当日参加をいただいた議員各位の皆様にも、心より感謝とお礼を申し上げます。

なお、既に目を通していただいたかと存じますが、懇談会での発言要旨につきましては、べつかい広報9月号に、また、会議録につきましては、8月31日付で町ホームページにそれぞれ掲載をしておりますことを改めて報告をさせていただきます。

次に、太陽光発電施設の設置計画についてでございます。

民間事業者による大規模太陽光発電施設、いわゆるメガソーラーの建設につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が本年7月からスタートしたことを受け、事業者による施設設置のための適地を求める活動が活発化しているところでございます。

本町にあっても、本年2月、太陽光発電のベンチャー企業で、本社を東京に置くソーラーウェイという会社から、メガソーラーの建設適地となる町有地について照会がありました。

町といたしましては、第6次別海町総合計画において、「環境に優しいエネルギー地産地消のまち」としての確立を図ることを掲げておりました。環境負荷の少ない太陽光エネルギーの発電施設は、まちづくりの観点からも意義深いと判断をいたしているところでございます。

このことから、この間、条件にかなう町有地を貸し付けする方向で協議を進めてきたところでございますが、今般その協議が整い、賃貸借契約を結ぶ運びとなったことから、議員の皆様にご報告をするものでございます。

貸し付け対象地については、別海中央中学校の西側に位置をしている別海川上町146番地1の一部、1万9,011平方メートルの町有地で、未使用の遊休地であります。

計画内容といたしましては、太陽光パネル3,192枚を設置、太陽光出力は750キロワット、年間約81万キロワットを計画をしております。これは一般家庭の約240世帯分に相当するものであります。

今後の予定といたしましては、対象地の現況が農用地であることから、施設の設置に係る農地転用の許可等の手続が必要となりますが、これらの手続を経た後、設置工事を着工し、年が明けての3月以降、売電が開始される予定となっております。

町といたしましても、この太陽光発電が地域のイメージアップや自然エネルギーへの意

識啓発につながることを期待しているものでございます。

行政報告の最後となりますが、町民の皆様が長年待ち望んでおりました新町立別海病院が外構工事、各種検定を終えまして、いよいよ10月1日に開院する運びとなりました。これもひとえに、議会並びに関係各位の御理解と御支援によるたまものと心より感謝を申し上げます。

新病院への移転及び入院中の患者さんの移送につきましては、9月28日金曜日午後から30日、日曜日の間に実施を計画しております。

なお、移転期間中は、医療安全上救急患者の受け入れができかねますので、隣町の町立中標津病院で受け入れをしていただくこととなっております。

さらには、9月29日土曜日と30日の日曜日は、西春別駅前診療所と尾岱沼診療所におきましても、午前9時から午後4時までの間でありますが、救急患者の診療を受け入れることとしております。

町民の皆様には、広報、チラシ、ホームページ等で繰り返し周知をしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上で行政報告といたします。

続きまして、本定例会に提出をいたしました議案について、概要を説明申し上げます。

本定例会に提出させていただいた案件は、議案18件、認定8件、報告が2件の全28件でございます。

議案第60号から議案第63号までの4件については、平成24年度各会計補正予算でございます。

一般会計につきましては、先週の全員協議会で御説明申し上げました補正内容から一部を変更させていただいております。

変更の内容につきましては、旧交流センターにかかわる負担金で、一部の内容が確定していない内訳項目の予算計上について、種々の御意見をちょうだいいたしました。

このことから、現状で未確定部分の負担金につきましては、今回補正計上を見送ることとし、本日変更後の議案を提出させていただくというものでございます。

予算概要の説明を行った後の内容変更という形になりましたことをお詫びをし、御理解を賜りたいと思います。

なお、総体の補正額は概要説明時と変更がなく、2億9,820万円を増額するというものでございます。

次に、一般会計以外では下水道事業特別会計で820万円、介護保険特別会計で780万円、水道事業会計で691万3,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

議案第64号は、別海町暴力団排除条例の制定についてでございます。

本議案につきましては、昨年4月に北海道暴力団の排除の推進に関する条例が施行されたことにより、排除を受けた暴力団が市町村の事務事業等に関与することを防ぐため、当町においても条例を制定しようとするものであります。

管内4町に対しましては、中標津警察署からの要請もあったことから、4町そろって9月定例会において条例を制定すべく、協議を重ねてきたところでございます。

議案第65号は、別海町公民館設置及び管理等に関する条例の制定についてでございます。

現在、公民館の設置等に関する条例は、別海町公民館条例と別海町公民館使用条例の2本立てとなっております。その運用が煩雑となっていることから、これらを1本の条例

にまとめ、新たに制定をしようとするものであります。

議案第66号の別海町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第67号の別海町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、いずれも災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことから、関係する本町条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号の別海町有乗合自動車運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、町立別海病院の改築移転に伴いまして、町有バスの病院前乗り入れが可能となったことから、運行経路の一部追加と関係する運賃の改正等を行うものでございます。

議案第69号は、別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。貸し付け期間の変更に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第70号から議案第72号までの3件、いずれも町立別海病院に関する条例で、町立別海病院事業の設置等に関する条例、町立別海病院条例及び町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例について、その一部を改正する条例を制定するものでございます。

改正の概要といたしましては、町立別海病院の改築移転に伴い、それぞれの病床数、設置場所、使用料及び手数料の改正などを行うものでございます。

議案第73号から議案第75号の3件につきましては、財産の取得についてでございます。

取得をする物件は、議案第73号で中型スクールバス2台、議案第74号では、高規格救急自動車1台、議案第75号では、じんかい収集車1台となっております。いずれも現有車両を更新するものでございます。

議案第76号は、町道の路線認定及び廃止についてで、道営土地改良事業の施行に伴い、今回3路線を廃止し、2路線を認定するものでございます。

議案第77号は、土地改良事業の施行についてでございます。

本議案は、本町中春別において、新たに土地改良事業を施行するに当たり、土地改良法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第1号から認定第8号の各案件につきましては、平成23年度各会計決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

報告第3号は、平成23年度町立別海病院事業会計継続費精算報告についてでございます。

町立別海病院建設事業に関して設定しておりました継続費が、平成23年度をもって終了いたしましたので、この精算状況について御報告を申し上げます。

最後になりますが、報告第4号ですが、平成23年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、監査委員の意見を付して報告をするものでございます。

以上、提出をいたしました28の案件につきまして、慎重に御審議をいただき、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第6 議案第60号から日程第9 議案第63号までの4件及び日程第12 議案第66号から日程第23 議案第77号までの12件、あ

わせて16件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第60号から日程第9 議案第63号までの4件及び日程第12 議案第66号から日程第23 議案第77号までの12件、あわせて16件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第6 議案第60号

○議長(渡邊政吉君) 日程第6 議案第60号平成24年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(河嶋田鶴枝君) 議案第60号の内容について御説明いたします。

別冊の平成24年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成24年度別海町一般会計補正予算(第3号)。

平成24年度別海町一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億3,750万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入で補正額の欄で申し上げます。

10款地方交付税、1項で4億7,924万4,000円の増。

13款使用料及び手数料、1項で359万8,000円の増。

14款国庫支出金、1項と2項で1,246万円の増。

15款道支出金、1項と2項で547万5,000円の減。

18款繰入金、1項で4億5,230万円の減。

19款繰越金、1項で1億9,007万5,000円の増。

20款諸収入、5項で322万2,000円の増。

21款町債、1項で6,737万6,000円の増。

歳入合計で2億9,820万円を追加し、歳入予算の総額を151億3,750万円とするものです。

続いて、3ページの歳出です。

2 款総務費、1 項と 2 項で 1 億 9,963 万 5,000 円の増。

3 款民生費、1 項で 2,527 万 8,000 円の増。

4 款衛生費、1 項で 88 万 4,000 円の増。

6 款農林水産業費、1 項で 1,075 万円の増。

7 款商工費、1 項で 4,779 万 3,000 円の増。

8 款土木費、3 項で 820 万円の増。

9 款消防費、1 項で 485 万 3,000 円の増。

10 款教育費、4 項から 6 項で 80 万 7,000 円の増。

歳出合計で 2 億 9,820 万円を追加し、歳出予算の総額を 151 億 3,750 万円とするものです。

次に、4 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為です。

債務負担行為の設定は 2 件で、1 件目は防衛施設周辺障害防止事業矢臼別演習場土砂流出対策工事及び調査設計費で、期間は平成 25 年度、限度額は 7,400 万円です。

2 件目は、西春別 17 号線改良舗装工事で、期間は平成 25 年度、限度額は 9,705 万円です。

次に、第 3 表、地方債補正です。

今回の補正は 1 件で、限度額の変更をするものです。臨時財政対策債は額の確定により、限度額を 6,737 万 6,000 円増額し、補正後の限度額を 5 億 6,237 万 6,000 円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、御説明を省略させていただきます。

合計では、12 億 6,070 万円に 6,737 万 6,000 円を増額し、補正後の限度額を 13 億 2,807 万 6,000 円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の内容について御説明いたしますが、1 の総括は省略し、2 の歳入から御説明させていただきます。

7 ページをお開きください。

款、項の金額は省略し、補正額の欄で申し上げます。

2、歳入です。

款 10 地方交付税、項 1 目 1 地方交付税 4 億 7,924 万 4,000 円の増は、普通交付税の額の確定によるものです。

款 13 使用料及び手数料、項 1 目 3 農林水産使用料 359 万 8,000 円の増は、資源循環施設の 4 月から 6 月、委託期間内の使用料の増です。

8 ページをお開きください。

款 14 国庫支出金、項 1 目 2 民生費国庫負担金 1,245 万円の増は、障害者自立支援給付費等負担金の増です。

項 2 目 5 教育費国庫補助金 1 万円の増は、幼稚園就園奨励費補助金の増です。

款 15 道支出金、項 1 目 1 民生費負担金 622 万 5,000 円の増は、障害者自立支援給付費等負担金の増です。

項 2 目 1 総務費補助金 30 万円の増は、北海道消費者行政活性化事業補助金の増です。

目 4 農林水産業費補助金 1,200 万円の減は、間接補助から事業主体への直接補助となりました、強い農業づくり補助金の減です。

続いて9ページ。

款18繰入金、項1目0財政調整基金繰入金は、4億5,730万円の減で、補正後の財政調整基金繰り入れはゼロとなり、廃目となるものであります。

目15特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金500万円の増は、中春別福祉館改築を目的とし積み立てしております基金から、実施設計費に充当するため繰り入れを行うものです。

款19繰越金、項1目1繰越金1億9,007万5,000円の増は、前年度決算による増額です。

10ページをお開きください。

款20諸収入、項5目5雑入322万2,000円の増は、補助不採択による、いきいきふるさと推進事業助成金の減、強い農業づくり交付金過年度分返還金が主なものです。

款21町債、項1目6臨時財政対策債6,737万6,000円の増は、額の確定によるものです。

次に、歳出です。11ページをお開きください。

3、歳出。

款2総務費、項1目5財産管理費1億9,038万円の増は、今後大型事業に備え、財政基盤を強化するための財政調整基金への積み立てが主なものであり、今後特定目的基金の創出も含め、検討を行う予定になっております。

目13特定防衛施設周辺整備費785万円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で、来年度改築を予定しております中春別福祉館の調査・設計委託料です。

目14電子計算管理費10万5,000円の増は、国民年金システムの税制度改正に伴うシステムの改修負担金です。

目16諸費30万円の増は、消費行政活性化を図るための消費者協会補助金です。

次に、12ページをお開きください。

項2、目2賦課徴収費100万円の増は、町民税などの確定及び修正申告による還付更正請求の増により、過誤納還付金が不足となることから増するものです。

次に、13ページ。

款3民生費、項1目5障害者福祉費2,527万8,000円の増は、児童福祉法改正に伴う障害者自立支援、医療及び介護給付費等の給付費の増が主なものです。

14ページをお開きください。

款4衛生費、項1目3環境衛生費67万4,000円の増は、エゾシカ被害対策事業業務委託料の増です。

目8母子センター費21万円の増は、器具費の増です。

次に、15ページ。

款6農林水産業費、項1目2農業総務費1,600万円の増は、河川へのふん尿流出防止対策として、家畜ふん尿貯留施設整備事業の補助金を増するものです。

目3農業振興費525万円の減は、新規就農者農場整備事業補助金の増、強い農業づくり補助金の減、資源循環施設指定管理の基本協定に基づく修繕料が主なものです。

16ページをお開きください。

款7商工費、項1目1商工業振興費258万円の増は、経済交流推進事業で、中国への調査団派遣費用を増するものです。

目2観光費4,521万3,000円の増は、旧交流センター保全計画に伴う調査設計委

託料及び旧交流センター施設貸し主として負担すべき備品関係費を除く経費となります。

次に、17ページで款8土木費、項3目1下水道費820万円の増は、下水道事業特別会計予算補正に伴う繰出金の増です。

18ページをお開きください。

款9消防費、項1目1消防費387万3,000円の増は、全国消防操法大会出場経費として、根室北部消防事務組合負担金の増です。

目2災害対策費98万円の増は、走古丹地域防災センターの対津波設計業務委託料の増です。

次に、19ページです。

款10教育費、項4目2教育振興費5万7,000円の増は、幼稚園就園奨励費補助金の増です。

項5目8図書館費45万4,000円の増は、図書館ボイラー修繕の増です。

項6目4総合スポーツセンター費29万6,000円の増は、町営スケートリンクトイレ外階段手すり設置等工事請負費の増です。

以上で、議案第60号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第60号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

5番西原議員。

○5番（西原 浩君） まず、15ページの家畜ふん尿貯留施設整備事業1,600万円と、それから新規就農者農場整備事業の150万円の、これについての内容説明について、よろしくお願ひいたします。

それから、16ページ、商工業振興費、経済交流推進事業258万円。これは全員協議会でお聞きしたのですが、改めて日程、それから目的、それから経費の内訳、総勢10名の調査団ということなのですが、そのうち町で負担しているのは誰々の分、何名分なのかというのを、もう少し詳しく内容についてお聞きしたいと思います。

それから、目2の観光費、これも全員協議会で何回となく説明されているのですが、改めて先ほどの修繕の部分の日付、見積書は確認されているのか、請求書が確認されているのかというのを改めて確認したいと思います。

それから、13の調査委託料の335万4,000円、これについても、どのようなスケジュールで保全計画の委託をするのか、この調査委託についても、今後の進め方についてお聞きしたいと思います。

それで、ちょっと前後しますが、交流センターの法定点検料の中に、一式ということが出ていたのですが、エレベーターですとか一式とあったのですが、それは何年分なのかというのを、もう少し詳しく説明してほしいなと思います。

それから18ページ、消防費、第1分団が全国大会に行くということで、大変すばらしいことなのですが、これについても全国大会の経費、内容説明についてよろしくお願ひしたいと思います。

以上、お願ひします。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 西原議員の御質問の、まず第1点目でございますけれども、家畜ふん尿の貯留施設整備事業補助金でございますが、本年3月31日の家畜ふん尿の流

出事故を受けまして、実態調査をさせていただいております。その中で、実態としまして、不足分の施設等の農家に対しまして、今回経費の一部を助成する考えでございます。

負担の割合でございますけれども、JAとともにやっていく中身でございますが、JAの負担が75%、このうち町補助金が50、JAにおいて25、農家について25という、補助の対象の上限でございますけれども、100万円を上限としまして行うものでございます。

施設の個数でございますが、JA道東あさひ22件、JA中春別8件、JA計根別2件、あわせて32件、これに対しまして、1経営体当たり50万円を上限といたしまして、1,600万円の補正をさせていただく内容でございます。

次に、2点目でございますが、新規就農者農場整備事業補助金の内容でございますけれども、少し中身を説明させていただきますが、酪農の新規参入については、農地以外の畜舎、機械、乳牛への投資額が大変大きく、現状で行われております農地保有合理化事業だけでは、円滑な就農ができないのが現状でございます。このことから、北海道農業公社が離農跡地の農地、施設を一括取得しております、この中で施設の改修、中古機械、乳牛の導入を行っております。

この中で問題点といいますか、農業公社が行う事業実施の計画承認が例年6月近くとなっておりまして、この中で、その後に施設の改修の調査設計、畜舎等の改修、その後の乳牛の導入という流れの中で、初冬に入ってしまう。12月近くに牛の導入が入ってしまって、生産ができれば前倒しというような考え方も問題点の中で考慮いたしました。そういうことから、改善の方策として、前年度に新規就農の方がどこに入るということが大体想定されますので、その農場に対しまして、施設整備の調査設計を行う。こういったことで2カ月程度の前倒しとなる、いわゆる生産の開始が始められるのかなと思っております。そのようなことで、今回事業実施主体でございますが、これはJAを考えております。JAの負担50、町の負担50ということで、上限については150万円、結果としまして、75万円の助成をさせていただきまして、来年度の新規就農者向けということで2件、合計150万円という中身でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 西原議員から御質問のありました、16ページの中国の関係でございますけれども、まず日程につきましては、9月30日から10月5日までということになっております。

目的につきましては、前からお話ししておりますように、中国との経済交流、それと友好都市提携に向けました取り組みということを目指しております。

次に、経費でございますけれども、16ページに載っております経済交流推進事業258万円、これが全部の経費になっております。そのうち、費用弁償につきまして、129万円計上しております。これの内訳につきましては、商工会長、それと観光協会長と議会議長3名の費用弁償をここに計上させていただいております。

商工会と観光協会につきましては、町からの補助金が大半を占めて運営をしております団体ということで、今回の経費につきましては、もちろん予定しておりませんので、その分について、町のほうで経費を見るということで計上させていただいております。

次に、普通旅費のほうの129万円につきましては、町長と職員2名、合計3名の旅費ということになっております。

人数につきましては、前回もお話ししましたように、総勢で10名でございます。そのうち、先ほど言いました費用弁償で3名、普通旅費で3名、今回町のほうで負担するのは合計6名分ということになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） それでは、16ページの観光費4,521万3,000円につきまして、西原議員から質問いただきました件につきまして回答いたしたいと思っております。

まず、先ほども全員協議会のときに松原議員のほうから質問がありましたとおり、今後払っていく修繕、補修等の経費につきましては、証拠書類等をきちっと提出いただき、それを精査した上で支払っていくという形をとりますので、当然それに伴う契約書とかを当然見せていただいた上で、請求書との整合性を図りながら、この費用負担については執行していきたいというふうに考えてございます。

次に、設備の法定点検等の内容についてでございますが、消防等と書いてますのは、当然法定点検でございますので、消防設備保守点検、あとは貯留槽とかそういうような法定点検があるというふうに存じておりますが、これにつきましても向こうの契約等々を見まして支払いしていきたいというふうに考えております。

続きまして、調査設計費の保全調査ですが、これにつきましても、今後このような大事な施設である郊楽苑をどのように保全していくのかということも当然町民の皆様、議会の皆様に説明する義務があるというふうに考えております。それに伴いまして、今回補正させていただきまして、今後年次計画等々を立てながら、この施設21年経過しておりますので、どの程度もたせるのかも含めて、また年度ごとの修繕計画等々を、予算立ての部分もありますので、できれば来年度予算に間に合うような形での調査設計をかけてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） それでは、西原議員さんからの質問にお答えいたします。

消防費、根室北部消防事務組合負担金の387万3,000円の内訳でございますが、まず旅費といたしまして、団員16名の訓練の費用弁償及び大会出場への費用弁償、職員5名の大会の普通旅費、旅費としまして325万7,000円、それから、ゼッケン等、のぼり等の大会用の消耗品としまして26万3,000円、車等の借り上げ及び発電、照明器等の借り上げとしまして19万4,000円、操法用のホース等の器具費の購入で15万9,000円、あわせまして387万3,000円の負担金となっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員よろしいですか。

西原議員。

○5番（西原 浩君） 経済交流事業の日程については、30日から5日ということなのですが、もう少し具体的にどういう場所に行くのか、経済交流する相手先ですとか、具体的にはどういうところなのか、友好都市を結ぼうと思っているのはどういうところなのか、もう少し具体的な説明はできますか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） それでは、日程につきまして、現在わかっている部分ま

で御説明いたします。

まず、9月30日は、中標津空港から新千歳空港に飛びまして、午後から新千歳から北京に飛ぶことにしております。その日は北京市内に宿泊と。そして次の日でございますけれども、前にお話ししました通商集団といいますか、向こうの商社、そこの代表の方と経済交流をします。それと、今回研修生の受け入れの関係で、向こうの商社のほうと調印をします。それと、その後、この商社の方が経営しておりますスーパーマーケット、そういったところも見学してくるという予定にしております。

その1日の日は、それから夕方、これ前回全員協議会のときにお話しした内容と若干変わったのですが、1日の日夕方北京から河北省の保定市というところにバスで1時間半ぐらいかかるのですが、移動して、そこの保定市というところに宿泊すると。その日は、以上です。

次、2日の日、翌日ですけれども、この保定市内で研修生の養成をしている場所がありまして、そちらの視察をして関係者と交流をします。そして、それが終わりましたら、その保定市から北京へ車で、バスで1時間半ぐらい戻りまして、夕方北京から、内モンゴルですけれども、包頭という市へ向かいます。予定では、夜の7時ころになるのですが、包頭市に泊まると。

次の10月3日でございますけれども、これにつきましては、前回全員協議会でちょっと読み方、今回も中国の方に確認したのですが、発音が難しいといいますか、向こうの読みと日本語に読む場合と微妙に違いまして、よく聞き取れないのですが、一字ずつもう一度確認しましたら、バモウチというみたいです。これをいきなり中国で言われますと、ちょっと聞き取れなかったのですが、前回バモということでお話ししましたが、この辺修正させていただきたいと思います。10月3日は、包頭から達茂旗というところに移動するというにしております。

この達茂旗というところが、今回友好都市を締結しようというふうに模索しているところでございます。今これについても、インターネットでこの達茂旗について調べているのですが、別なほうの情報からとりますと、人口約11万人ということで、インターネットの検索の中では、中国人口も都市も多いもので、ちょっと出てこない。別なルートから調べますと、人口約11万人で、面積は1万7,410ですから、別海町の10倍以上の面積を持っていると。そして酪農及び鉱業、かねへんに広いの鉱業、それらを主な産業とする町ですという紹介をされておりました。この達茂旗におきまして、ここのトップの方と交流をしていただけるということに決まっております。その方とお話ししながら経済交流ということでしたいなど。それと、希望としましては、達茂旗のスーパー、そういったものも見たいというふうに向こうにはお願いしております。

それらを終わりますと、今度達茂旗から包頭へはバスで移動しまして、包頭から北京へ飛行機で移動して、この3日の日は北京の空港に着くのが11時ですから、12時、夜中になるのかなというふうに思います。

そして、10月4日は北京市の、飛行機の関係で時間がありますので、午前中市内をちょっと見てみたいというふうに思っています。4日昼からは、北京から羽田へ飛びまして、羽田宿泊の翌日10月5日、羽田発中標津空港行きということで帰町するという日程になっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

4番今西議員。

○4番（今西和雄君） 今の中国交流の件についての町長の意気込みというのを聞かせていただきたいということで、自分はこういった事業というのは、そんなにきょう行ったからあしたいろいろな成果が出るものとは全然考えてなくて、やっぱり長い積み重ねが、これからのこの町のいろいろな生産物も含めた、観光も含めたものに通じるものだな、そんなふうを考えているのです。

今回2回目ということで、また、そういう積み重ねを今後ぜひ努めていって、ちょっとしたいろいろな情報も逃さずアンテナを張りながら、この町の生産される生産物、牛乳あるいは魚、また、観光の広がりが行くような、そういう研修にしていきたいな、そんなふう考えております。

そこで、今回経済団体も、あるいはうちの議会の議長も随行するというので、そういう意味では、大きな責任も持ちながら参加してくれるものと思っておりますし、その辺のところの町長の考え方、再度確認させていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げたいと思います。

いわゆる即どういう効果が出てくるのかということについて、今お話しもあったところですが、私どもは、前回のこともありますが、そのときの中でも、これについては、ある程度の時間がかかるということは申し上げてきたところでありまして、そのことについては、特に外国、いわゆる中国等とのいろいろな、やはり国柄もいろいろなところで違いますから、そういう面で、本当に明確にいろいろ今産業振興部長からもお話しありましたように、多少日本国内での調査を含めて、日程がきっちり決まるといふようなところが、ややそういう明確なところがないということも、これも事実だと思っております。そういうことを我々は今まで、前回も、それからいろいろ今までの中国の状況等がある程度そういうことも我々は自覚をしながら、認識をしながら今回も訪中をするということにしておりますが、いずれにいたしましても、前回の訪中についても、それぞれ北京で中国政府との非常に強いつながりのある商社のトップの方とも意見交換をして、そしてまた、そのほか瀋陽含めていろいろなところとの交流を深めて、1回目ですから、そういう面でまず現地に行って、そして多くの皆さんと懇談をしながら、我々の町、そして経済交流含めてどういう可能性があるのかということ調査をしてきたところであります。

今回につきましても、まずは研修生の受け入れ、これについては、いわゆる農業関係の研修生、また、水産加工関係の研修生の受け入れ、これをやはり労働力の確保等々、やはり安定した確保をしていくということで、この受け入れについての窓口というのは、民間の皆さんにお願いをしてきたということで、その辺が時間が多少かかったということになりますが、その調印をまず北京でしたいということでもあります。

それと、先ほど言いました経済交流、前回も行って、やはり北海道の食、特に酪農製品、また、水産物含めて非常に高い評価が中国全土であるということをしかり我々も確認してまいりました。それを今後どのような形で、我々としての輸出に向けての取り組みができるのか、その辺のところも今回、それから流通も含めても、その会社はかなり中国全土に張りめぐらせている大きなところでもありますので、それぞれそういうところも視察をしながら、その可能性を探っていきたい、そのように思っておりますし、また、観光についても、特に北海道は皆さん御存じのように非常に中国の皆さんにとっても観光地とし

て脚光を浴びております。残念ながらこの道東、東の端については、やはり認識をまだまだされていないということでもあります。したがって、我々の町、食と観光、これを一体化して、これから食観光日本一を目指して、今町民の皆さんも一生懸命民間の方に頑張ってもらっています。

それらを我々の売りとして、これからやはり隣の国中国とは、今後とも経済交流、いろいろな交流を今後ともしていき、我々にとっても大いにメリットのある国だと思っておりますので、そのところを今回においてもしっかり我々としてもアピールして、観光客の誘致に結びつけていく、そのための可能性というものを今後探っていきたい、そういうことも考えているところであります。

いずれにいたしましても、我々の町の基幹産業であります酪農、水産もそうですが、特にそれらをいかに付加価値をつけて世界に向けて今後とも売り込んでいくか、これが一つの大きなかぎにもなると思いますし、特に酪農については、今少子高齢化ということで、飲用乳も年々、残念であります、消費が減っていつている状況でございます。したがって、我々はそれぞれ何らかの形でグローバルに、この生産を我々の、特に乳製品、牛乳についても、やはり我々は日本一おいしい原料といいますか、牛乳を生産している町という強い思いを持っております。しかしながら、日本全体的には、そういうことで残念ながら飲用についても消費が落ちていくという状況でありますので、それらを含めて、これからのグローバルの時代に向けて、そして安定的に生産を将来に向けてふやしていく基幹産業にどうしていくか、それらは我々これから将来に向けての大きな課題であります。したがって、そういうところの可能性も、ぜひ隣の13億、4億を抱える国との関係においても、その可能性を探っていくことについては、大変大事なことだと思っております。

今回、特に農業関係者の皆さん、それから漁業の関係者の皆さん、そして商工、そして観光協会の皆さん、まさにオール別海という形で、今回訪問するという体制をさせていただきました。そのこと自体が、やはりこれからの別海町挙げて、いわゆる今中小企業の皆さんも、いろいろ中小企業振興条例等制定に大変努力をしていただきました。そして、これからの別海町の発展、商工業を含めて基幹産業の発展は、やはり酪農、それから漁業、それから商工業、観光すべてが連携を持って、これからの地域の経済の発展を目指して連携を密にしながらそしてやっていく、これが極めて重要なポイントでもあります。そういうことも我々としては考えながら、今回皆さんにやはり今回の視察先、また、交流先についてもしっかり見てもらって、そして今後そういう経済的な交流にどう結びつけていくか、それをやっぱり全体で考える大きな機会になりますし、その可能性というものをしっかりと見定めるといいますか、そういう大きな機会になりますから、一堂で行っていただけるということについては、我々も大変意義深い、意義あることだと思っておりますので、その辺も含めて、即これが来年具体的にどうなるか、そういう期待を持たれることがあるかもしれませんが、もちろんそれはこしたことはありませんが、しかしやはりいずれにしても、ある程度の時間はかかるということでもありますので、そういう面はぜひ御理解をいただき、将来につなげていく、そういうことをぜひ御理解をいただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員、よろしいですか。

○4番（今西和雄君） ひとつどうぞ、よろしくそういう意味ではお願いしたいと思いません。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 観光費のことでお聞きします。

今度からは、契約更新後は源泉ポンプ小屋と、それから水道ポンプ小屋の電気料金というのが計上されていまして、これは1カ月23万6,000円になっています。これまで使ってきた金額として、38カ月分で620万円で、1カ月平均で16万3,000円、大体この平均になっていますが、この差額というのは、7万2,800円近くになります。この大きな差額というのは、どうしてこんなふうになっているのかということと、これだけの金額のもので、この源泉ポンプ小屋とか、水道ポンプ小屋に、普通一般家庭でもメーターを取りつけるというようなことをしているのですが、このことについては、メーターを取りつけてきちんと電気料金がわかるようにするということが必要だと思うのですが、そのことについてはどうでしょうか。

それと、エレベーターの点検のことなのですが、1カ月で7万円ということで、かなりの金額になっていると思います。法定点検ですので、この郊楽苑には1基しかないの、少し割高になっているかなとは思いますが、役場のエレベーターとか、それから病院のエレベーターとか、そういうところと一括して、町としてその法定点検するというような方向性を探ることはできないのかどうかということについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 瀧川議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

まさに電気料金につきましては、実はことしの5月、6月におきまして、源泉ポンプの入れかえ工事を町の経費で、耐用年数が古いということで入れかえ工事を行ってございます。実は、その後に電気代が六、七万円、通常の電気代、今までの電気代よりも高くなっているという現状がございます。これにつきましては、技術担当のほうとも、今業者のほうとも調査してもらっているのですが、よくわからないという今の状況なものですから、上がったままの状況で今後の経費を予算化したというところで、今までの経費と違うというところは、そこがございます。

あと源泉ポンプ、水道小屋につきましては、それぞれ動力設備及び電灯設備、それぞれメーターがちゃんとついております。ですので、これにつきましては、はっきりした形での費用負担という形で出せるのかなというふうに思っております。

それから、エレベーターにつきましては、今、現在郊楽苑さんが日立というエレベーター会社と契約している金額が6万九千何がしというものですから、とりあえず7万円という形で計上させていただいているという形です。これが高いのか安いのかというのは、ちょっと私もまだ判断はしておりませんが、今後の契約につきましては、町が行うこととなりますので、それらについてはちゃんとした形での契約をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

4番今西議員。

○4番（今西和雄君） 自分も郊楽苑の件について、これは金額的な細かい数字云々ではないのですが、やっぱり郊楽苑、今回大きな町として決断をして、新しいスタートをさせるというそういう段階に来ているのかなと思っておりますし、その辺は十分自分な

んかも理解できますし、やはり自分なんかホテルもよく利用するのですけれども、やっぱり本当にサービスにかかるコストというのは、本当に大きなものがあるのかなというふうにいつも見ております。利用したときに、例えば灰皿の一つ見ても、ここのホテルの灰皿はちょっととか、やっぱりそういう観点でホテルを利用させてもらっている。そういう意味でいけば、郊楽苑もいろいろな細かい、先ほど来細かい備品も含めた数字的なものも出ているのですけれども、やっぱりそういったコストも十分に考えた中でのこれからのホテル運営になっていくのかなという気がします。そういう意味で、自分はここの別海町の郊楽苑というホテルは、もちろん民間でも皆さんそれぞれ頑張ってやっておられますし、やっぱりこういう小さな町での自慢できるホテルをつくり上げていこうという、そういう意思を持って、新たなスタートとして、自分は今回のこの大きな町のかかわりを見ております。そういう意味では、その辺のところを、郊楽苑のこれからについて、そういった観点でも議論していければいいかなというふうに思っておりますし、その辺のところ、細かいいろいろな数字的なものも当然大事な、町もかかわることですから大事なことは思っておりますけれども、大きな視点に立ったときに、この郊楽苑の存在をどういう形で町として、今民間委託されてますけれども、かかわっていくかということがすごく大事な視点かなというふうにいつも思っております。そういう意味で簡単に、町長の取り組んでいく、簡単に姿勢だけをちょっとお話し……。

○議長（渡邊政吉君） せっかくの今西議員の質問なのですができるだけ、時間の関係もあって、今補正に対して直接的な質問が要るのですが、せっかくの御質問でございます。町長が手を挙げられましたので、簡単にでは御答弁を。

○町長（水沼 猛君） 質問にお答えをしたいと思います。まず、今回の皆さんに補正をお願いしたところでありますが、やはり前提として、町民の皆さんが、この施設については町民の皆さんにとって大事な、これからも継続的に運営をしていただきたいという、そういう思いというものをどうやって実現をさせていくのか、そのことを大前提として我々も取り組んできたところであります。それぞれ皆さんからいろいろな御意見もいただいております。最終的にこういう形で提案をさせていただきましたが、いずれにしても今、今西議員のおっしゃられたように、やはりホテルとしてのそれぞれいろいろな経営者としての思いもあって、いろいろな備品含めて、こういうホテルにはどのような内装含めていろいろなものが必要なのか、片やなかなか今まで我々として、これからそういう備品でありますとか、町として負担すべきもの、また、経営されている方が負担すべきもの、いろいろそれは協議によって適切なものについては町が負担していくということになりますが、やはりそこもいろいろな協議をしていくわけですね。そういう中で、我々としては、できるだけ安いもので使ってほしいと思うこともあろうかと思いますが、しかし経営をするためには、やはり経営者としてのいろいろな思い、そしてそれぞれの経営をしていくためのいろいろその備品一つがやはり集客、またはお客様の満足を含めていろいろな面に影響するわけですから、その辺のところは難しいところあろうかと思いますが、ぜひ多くの税金をつぎ込むわけでございますので、その辺も含めて、我々としてはそういう配慮もしなければならないと思っておりますが、やはりそこら辺をこれからしっかり詰めてどういう形で、お客様を迎える側、そして町の負担すべきものを負担する立場、その辺のところ、まさにいろいろなそういう双方の思いがあるわけですから、そこはやはり協議をして、最終的にはお客さんに喜んでいただける施設として運営してもらおう。そのことについて、我々も努力をしてまいりますし、いろいろな面で経営を民間の方がやっておられるの

で、経営それぞれのいろいろな思いを持ってやっておられますので、それに余りにも介入するということは、これは避けなければならないと思いますが、しかし負担するところについては、これが適切なのかどうかについては十分これからもしっかり検討して、双方協議の上進めてまいりたい、そのように思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいなと思います。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員、よろしいですか。

それでは、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 1点だけ質問というか、確認をさせてください。

先ほどの全員協議会の中で、この改修、補修等一覧表等に関して質問があり、その中での答弁として、支出証拠書類を整えて、その整った段階で精査を行い支払いをするというような答弁があったと思うのですね。ということは、現在、その支出証拠書類が整っているという状況ではないような答弁だったと思うのですが、その点を確認させてください。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 中村議員にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、現在その書類を整えるという作業を株式会社郊楽苑さんのほうでされているかはちょっとわからないのですが、それを確認は、まだしておりません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。ちょっと待ってください。中村議員よろしいですか。

○15番（中村忠士君） そういう現状だということはわかりました。

○議長（渡邊政吉君） それでは、5番西原議員。

○5番（西原 浩君） 先ほど今西議員の発言の中で、郊楽苑を存続すべきだと、そういう思い、その思いは私も同じ思いで、郊楽苑は残してほしいなという思いがあります。ただ、今審議をするうちに、ただそれが果たして適正な支出かどうかということ、やっぱり慎重に審議しなければならないというのも片一方ではあると思うのですよね。今のやりとりの中で、まだ精査中だという言葉、いろいろ協議をしなければならない。

それから、きょうの30分前に、また議案の修正があったという段階で、今回の9月の補正で出さなければならない理由とか、なぜ今回の定例会で議案として、まだ不十分な状況の中だと思うのですけれども、なぜ提案されているのかということに対する町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、この問題につきましては、提案としては9月の定例会で提案させていただきましたが、一昨年といいますか、契約の問題でございますので、それについては早い段階から指摘をされていたのですね。したがって、我々としても何とか早い段階で、この問題については何とかしなければならないという思いでおりましたが、なかなかそういう意味でいろいろ契約上の問題でございますので、法律的な話もありますし、また、今課長のほうからも説明がありましたように、なかなか細部については、そういう意味では詰めなければならないものも多々あったということでありまして、それぞれ我々としてはかなり前から、そういう早い時期からそういう認識はあったということでもあります。

今回そういうことで、その部分について、いわゆる経営をされている方ももうずっと、例えば電気代とか法定点検含めていろいろなことで、これは我々の落ち度であります、先送りしてきてしまった部分もあるわけです。したがって、そういう明らかなどころもあ

りましたし、また、今回いわゆる維持補修でありますとか、そういうところについてもちゃんと、いわゆる貸し主責任としてやるべきことについて、しっかりこの際、契約も含めて見直してやっていかなければならないということでありまして、そういうことを今回やらなければ、今の状況の中で、その初期投資を含めて大変重みになっているわけですから、説明でも申し上げましたが、毎年この郊楽苑については、平均すると5,700万円ほどの町費を投入して、現在18年間について維持、運営してきたわけですから、そういうところから見ると、やはりこの今の契約上の問題もあります。しっかり解決をしていかないと、やはり町民の皆さんが維持、運営をこの郊楽苑についてはしていただきたいという思いにこたえられない、そういうぎりぎりのところまで来ているという、そういう思いで今回提案をさせていただきました。したがって、そういう面においては、先ほども言いましたように備品の問題、まだ詰めるところもあるというようなところもありますので、その辺は今、先日、今回訂正をしての補正ですが、それらを含めて、ぜひその辺を御理解をいただきたい、そのように思っているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員よろしいですか。

西原議員。

○5番（西原 浩君） いろいろな状況があるというのは、いろいろ全員協議会の説明の中でも理解はできるのですけれども、ただ議案として出すには不十分ではないですかというのが一つの、我々が判断しかねると。それが本当に適正なのかどうかという、だからそれをもう少しきちんとした説明なり、説明資料なりを提示していただきたいと、それが一つの思いなのですよね。だからその点に関する町の考え方、町長も議会を長くずっとやっていたわけですから、その辺に対する考え方について、ちょっともう1回お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほども説明を申し上げましたが、この問題というのは、いわゆる借地借家法含めて、民法含めて、根底にはそういうことに対して、貸し主として、どうやって貸し主責任を果たしていくかということでございますので、いわゆるその部分について、法律的な話も説明をしたところでありますが、それについては細かいところ、例えば備品でありますとか、それらについては、やはりまだ双方協議とかいろいろな余地はありますけれども、先ほども言いましたように、それ以外については、やはり貸し主責任としてやっていかなければならないことであったということでもありますので、それらについては、今回まずそこら辺はしっかり貸し主責任を果たしていくということでございますので、ぜひその辺は御理解をいただきたい、このように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、よろしいですか。

ほかにございますか。

14番戸田憲悦議員。

○14番（戸田憲悦君） 大変郊楽苑の施設補修に関する事で長時間を経過しておりますけれども、改修、補修等については、1点1点よく見てみますと、当然補修、改修しなければならなかったのだらうと思っておりますけれども、この数字の背景に、きちんとした裏づけがあれば、これは当然補修、改修も必要ですし、長年のいわゆる経過の中で、このように疲労してしまったのだと。これは基本施設として補修しなければ営業ができないと、こういうことの判断のもとに実施されたのだらうと思っております。きちんとした改修項目の裏づけが、数字が合致するものであれば、これは問題なからうと。当然貸し主として、責任は

負わなければならないと。契約条項については、大変そのことをうたっておりますけれども、不備な面は認めなければならないのかなと、そのように思います。

そのいわゆる契約条項の項目の中に、もっと細部にわたる条項を整備をして、別冊でも附帯条項等もつけてやるべきであったと、この甘さがあったと、私はそのように指摘もしながら、やむを得ないのかなと思います。

当然これまで営業してきて、長年使ってきているわけですから、施設そのものが相当疲労こんぱいをしていると、そのように感じました。一見してわからない部分については、目に見えない部分がありますけれども、やっぱり営業上相当の問題点があったのだなと。しかしながら、これまで新設以来いろいろな面で補修等々も予算も計上しながら、町の補助もいただきながら運営してきたはずなのですね。その辺のメンテをどのような形で過去に行われてきたのかと、相当の経費が支払われてきたと、そのように確かに覚えてはおります。ですから、その辺のところもきちっとした検証をしておくべきだと。

過去についてどうのこうのと言うことは、皆さん疑問に思うかもしれませんが、過去に相当の支出を町側から出していたのだと。その際に、細かい部分については、営業上必要な部分については、メンテもしてきたはずなのですから、してこなかったのか、そのことはちょっと私は疑問に思います。

次、4番目の設備機器六百七十数万円を、これをすぼっと削除して、事後の精算といえますか、それに検証をして、また計上するというございますけれども、これも町の備品として、いわゆる無償貸与したわけですから、これを使うことによって営業成果というのは、確かに上がってきたと思うのです。ですからこの部分について、100%町が負担しなければならないと、そのような理屈には多分ならないだろうと私は思います。この辺のところもよく帳票のつけ合わせをしながら、次回の課題として対応してもらいたいと思います。

それから、この営業上、過日成果が上がって、その中からいわゆる消耗品等々、例えば蛍光灯の管が云々なんていうものは、当然消耗品ですから、その中から支払われて、経費として計上されていくべきものであったと思いますけれども、何かその辺が全部ごちゃまぜになっていると。ちょっとその辺が疑問点に思いますけれども、基本的に補修を認めなければならないというものについては、私はそれで判断すればよろしいのかなと思います。

それと、先般も申し上げましたけれども、5ページ、6ページのこの件ですけれども、やはりちょっと疑問な点が残るわけでございますけれども、それはそれとして、将来に向けた保全調査費、交流センター保全計画策定業務委託ということですが、これについてももう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと質問が多岐にわたってますので、順序が答弁不同になるかもしれません。

まず、商工観光課長よろしいですか。

○14番（戸田憲悦君） 議長、ちょっと。答えていただくのは、将来に向けた保全調査委託費、このことについて詳しく説明をしてくればよろしいです。

○議長（渡邊政吉君） それでは、そのことについて、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 戸田議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども若干説明させていただきましたが、この郊楽苑、大事な施設だというふうに考

えておりますし、これからも継続して運営していきたいと。運営といいますか、保全していきたいというふうに町としては考えてございます。

先ほど議員おっしゃったとおり、21年経過している古い施設でございます。それをどのようにして今後維持させていくのか、将来計画等も含めまして、建物、設備、すべての機器関係等、要するに施設のすべてにかかわる部分を調査いたしまして、どこを早急に直さなければいけない、中期的にはどうしなければならない、長期的にはどうしていくのだといった部分をすべて建物、設備等々を全部含めまして調査をしたいなというふうに考えております。その結果を町民の皆様及び議員の皆様に説明しながら予算計上して行って、郊楽苑を存続させていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 戸田議員、よろしいですか。

戸田議員。

○14番（戸田憲悦君） 今、大変漠然としたお答えをいただきましたけれども、調査委託というのは、どのような機関に委託されるのですか、このことについて。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 先ほども若干御説明しましたが、できる限り早急にしまして、来年度予算には、そういう修繕計画等々出てくる可能性もございますので、それに間に合うような形で調査設計をかけたなというふうに今のところ考えてございます。

以上です。（発言する者あり）

済みません。相手先につきましては、そういう調査を行うコンサルティング会社等々があると思っておりますので、そちらのほうに調査設計をかけるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 戸田議員、よろしいですか。

戸田議員。

○14番（戸田憲悦君） ほとんどお答えになってなかったなというふうに思いますけれども、まだ漠然として、その方向が定まってないのだということですね。どのような機関に委託するのかということ聞いたのです。

質問している意味がわからないのですね。理解できないのだな。理解できなければそれでいいですからね。

議長のほうからひとつ重々。

○議長（渡邊政吉君） 暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

---

午前11時52分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 申しわけありませんでした。どのような会社に発注するつもりかというようにお尋ねだと思いましたので、建築コンサルタント等、そういうような調査をする会社等に発注したいなというふうに考えてございます。

以上です。（発言する者あり）

相手は決まっております。

○議長（渡邊政吉君） ということだそうでございます。戸田議員よろしいですか。

戸田議員。

○14番（戸田憲悦君） これは机上のいわゆる空論ですよ、これね。空論なのです。ですから、335万4,000円の数字の根拠もないのです。ないでしょう。そうですね。のようでございます。ですから、建物全般だとか、設備全般と言いますけれども、想定でこのくらいかかるだろうということで、（発言する者あり）私今質問している最中だ。ですから、それもきちとした根拠を示して、信頼を受ける筋から、このくらいかかりますよという数字が計上されたのだというちゃんとした説明をしなければいけないのですよ。それをしてもらいたいということです。難しいことではないです、これ。

私は、どのような会社云々でなくて、どのような機関に依頼するのかと。いいですか、会社だとか何とか、だれも聞いてないですよ。これはどのような機関、もう大体決まっているでしょう、これは。どういう機関に依頼して、信頼を受けるいわゆる結論が出されるのかということです。その辺をきちとした認識を持って、今後取り組んでももらいたいと思いますよ。ですけれども、ちょっと私思ったのは、この三百三十、最後は数字になりますけれども、この裏づけといたしますか、根拠があるでしょうから、その説明をしてください。

○議長（渡邊政吉君） 私からですが、午前中質疑が続きましたので、絶え間なく続きましたので、休憩をとらないで来てしまいました。ここでちょっと答弁調整もひっくるめて、ここで1時まで休憩をとりたいと思います。

午前11時55分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、会議に入ります前に、議長のほうからお願いがございます。

午前中の質疑応答の中で議論が大変百出していることもあって、多少質疑の域を越えた発言も随所見られます。日程の時間的な配分も、今後も決まっておりますので、どうぞ趣旨の御理解をいただいて、議員の皆様、あるいは答弁者の皆様、議会運営にひとつ御協力を今後ともいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、午前中に戸田憲悦議員の質問の答弁が残っていると思っておりますので、答弁をお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） それでは、午前中の戸田議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、今回の保全業務委託の積算根拠につきましては、建設水道部事業課のほうに依頼してございます。国交省の建築保全業務歩掛かりにより積算をさせていただいております。

続きまして、委託業務の長さ、期間、工期ですが、今株式会社郊楽苑さんが使用、運営していることもございまして、使用しながらの調査という形になりますので、約3カ月必要だということでございます。

あと発注相手先につきましては、民間の建築設計事務所に、今議会で予算が議決後に発注手続を進めて委託していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 戸田議員、よろしいでしょうか。

戸田議員。

○14番（戸田憲悦君） これは建設水道部の所管で見積もったということですか。その根拠は、国交省の何か言いましたけれども、そんな基準があるのですか。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） お答えいたします。

そのとおりでございます。歩掛かりにつきましては、積算根拠としましては、国交省の建築保全業務に関する歩掛かり書というのがございます。それに基づきまして、建設水道部事業課のほうで積算をお願いして、この金額となっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 戸田議員、よろしいですか。

戸田議員。

○14番（戸田憲悦君） 建設水道部で積算したということであれば、信頼できるのかなと思いますけれども、後で項目別にひとつ数字の資料をいただきたいと思います。

最後は、やっぱり民間のコンサルに依頼するということになるのですね。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） お答えいたします。

その予定をしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。ありません。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

#### ◎日程第7 議案第61号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 議案第61号平成24年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

建設水道部次長。

○建設水道部次長（永野寛昭君） 議案第61号平成24年度別海町下水道事業特別会計補正予算について御説明をいたします。

補正第1号の1ページをごらんください。

平成24年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成24年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,020万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

次、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入です。

4款繰入金、1項で820万円の増。歳入合計で820万円を増額し、5億3,020

万円とするものであります。

次、歳出です。

3 款集落排水施設費、1 項で 8 2 0 万円の増。歳出合計で 8 2 0 万円を増額し、5 億 3, 0 2 0 万円とするものであります。

次の 5 ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書の 1、総括については、説明を省略させていただきます。

9 ページをごらんください。

初めに、3、歳出です。

3 款 1 項 3 目施設整備費 8 2 0 万円の増。主要道道根室中標津線中春別橋かけかえ工事に伴う農業集落排水施設の排水管等移設工事調査設計委託分を補正増額するものであります。

7 ページに戻ります。

2、歳入です。

4 款 1 項 1 目繰入金 8 2 0 万円の増。支出調査設計委託料を増額補正することから、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

以上で、議案第 6 1 号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 6 1 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

#### ◎日程第 8 議案第 6 2 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 8 議案第 6 2 号平成 2 4 年度別海町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

福祉課参事。

○福祉課参事（清水純夫君） 議案第 6 2 号の内容説明をいたします。

別冊の平成 2 4 年度別海町介護保険特別会計補正予算書 1 ページをお開きください。

平成 2 4 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 2 4 年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 8 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3, 4 3 0 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

次に、3 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入です。

3 款国庫支出金、1 項と 2 項で 2 2 5 万 5, 0 0 0 円の減。

5 款道支出金、1 項で 3 5 6 万 1, 0 0 0 円の増。

7 款繰入金、2 項で 2,042 万 5,000 円の減。

8 款繰越金、1 項で 2,691 万 9,000 円の増。

歳入合計で 780 万円を増額し、9 億 3,430 万円とするものです。

次に、4 ページをお開きください。

歳出です。

2 款保険給付費、1 項で 545 万円の増。

5 款諸支出金、1 項で 235 万円の増。

歳出合計で 780 万円を増額し、9 億 3,430 万円とするものです。

次の事項別明細書の 1、総括については説明を省略いたしまして、7 ページの歳入から説明をいたします。

款項の金額につきましては省略をいたしまして、目の金額で説明をいたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 139 万 6,000 円の増。平成 23 年度介護給付費の確定による追加交付です。

2 項 1 目調整交付金 365 万 1,000 円の減。交付決定による減額です。

5 款道支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 356 万 1,000 円の増。平成 23 年度介護給付費の確定による追加交付です。

次に、8 ページをお開きください。

7 款繰入金、0 項 0 目介護給付費準備基金繰入金 2,042 万 5,000 円の減。平成 23 年度決算により剰余金が生じ、繰り入れの必要がなくなり、全額を減額し廃目といたします。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金 2,691 万 9,000 円の増。平成 23 年度決算での剰余金処分によるものです。

次に、9 ページをお開きください。歳出です。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス費 545 万円の増。小規模多機能居宅介護利用者の増によるものです。

5 款諸支出金、1 項 2 目償還金 235 万円の増。平成 23 年度地域支援事業の確定による国・道支払い基金への返還金となります。

以上で、議案第 62 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 62 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第 9 議案第 63 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 9 議案第 63 号平成 24 年度別海町水道事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

建設水道部次長。

○建設水道部次長（永野寛昭君） 議案第 63 号平成 24 年度別海町水道事業会計補正予算について説明いたします。

補正第 2 号の 1 ページをごらんください。

平成24年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

平成24年度別海町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出です。第1款水道事業費用は、第1項営業費用で100万円の増、第2項営業外費用で58万7,000円を減額し、5億389万5,000円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額3億2,465万9,000円は、減債積立金1億3,076万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額896万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億8,493万1,000円で補てんするものとする。

支出です。

第1款資本的支出は、第1項建設改良費で650万円を増額し、3億3,429万9,000円とするものであります。

次の2ページの平成24年度別海町水道事業会計補正予算実施計画は、説明を省略させていただきます。

6ページをごらんください。

平成24年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。

さきに款項について説明いたしましたので、目で御説明いたします。

さきに下段の資本的収入及び支出の支出です。

1款1項2目施設費650万円の増。主要道道根室中標津線中春別橋かけかえ工事に伴う中春別1号配水管移設工事調査設計委託分を補正増額するものであります。

次に、上段の収益的収入及び支出の支出です。

1款1項4目総係費100万円の増。水道管理センターは、中央監視装置2台で交互運用しておりますが、このうち1台が故障したことから、緊急に修理が必要となり、修繕料を補正増額するものであります。

2項3目消費税及び地方消費税58万7,000円の減。資本的支出の設計委託及び収益支出の中央監視装置修繕に伴う仮払い消費税と仮受け消費税との差額の消費税及び地方消費税支払いに係る減額分でございます。

戻りまして、3ページをごらんください。

平成24年度別海町水道事業会計資金計画であります。

中段の支払い資金です。1、営業費用100万円の増。3、建設改良費1,133万円の増。6、預かり金その他483万円の減。中段になります。あわせまして750万円を増額し、支払い資金を6億7,360万5,000円とするものであります。下段になります。差し引きで750万円を減額し、28億1,288万2,000円とするものであります。この金額は、年度末の現金、預金の予定額であります。

次に、4ページをごらんください。

平成24年度別海町水道事業予定損益計算書です。最下段をごらんください。

当年度純利益1億8,620万5,000円となる予定でございます。

次の5ページの平成24年度水道事業予定貸借対照表については、省略をさせていただきます。

以上で、議案第63号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第63号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第10 議案第64号

○議長（渡邊政吉君） 日程第10 議案第64号別海町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（宮部正好君） 議案第64号につきまして御説明いたします。

議案書の5ページでございます。

初めに、条例制定の背景について御説明いたします。

本件は、平成4年に、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律、いわゆる暴力団対策法が施行され、都道府県公安委員会は、暴力団の暴力的要求行為等に対し、中止命令や再発防止命令を出し、速やかに阻止することができるようになりました。

しかし、暴力団は依然として組織間の対立抗争を引き起こしており、住民の身近な場所での拳銃の発砲などにより、私たちの安全を脅かしているとともに、恐喝、賭博、麻薬の密売といった犯罪行為だけでなく、暴力団であることを隠して一般的な会社名を使用して資金獲得活動を行うなど、多種多様な手段により巧妙に社会経済活動に深く根を広げ、組織威力の維持・拡大を図っております。

このような情勢の中、全国的に暴力団排除条例制定の機運が高まり、昨年4月には、北海道を含む全国すべての都道府県において、この条例が施行されたところでございます。

このことから、北海道警察におきましては、道内の各自治体に対し、暴力団排除条例の制定に向けて指導と助言を行っており、本年4月には、中標津警察署管内の4町の担当者を集め、各町において暴力団排除条例の制定に向けての会議を開催いたしました。

会議の中で、4町は歩調を合わせ、平成24年度中に本条例の制定を目指すこととし、本年9月の定例議会に提案させていただくこととなったものでございます。

この条例では、暴力団を恐れない、暴力団に資金提供等の協力をしない、暴力団を利用しないを基本理念として、町、町民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めております。

暴力団排除対策は、社会全体で取り組むことで効果を発揮することから、道内の他の自治体においても本条例の制定が進んでいることから、中標津警察署管内の各町が一斉に制定することでより効果的と考え、4町は本年9月の定例会に提案するところとございます。

北海道暴力団排除条例と連動し、社会から暴力団を排除する意思を明確にし、暴力団排除に関するさまざまな取り組みを行うため、別海町暴力団排除条例を制定し、社会経済活動の健全な発展と町民が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指すことといたします。

次に、条例の概要について御説明いたします。

本条例は、第1条の目的から第13条の委任まで、13の条から構成されております。

第1条の目的におきましては、この条例は暴力団排除に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、町と町民が一体となって推進し、地域経済の健全な発展と町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とするとしております。

第2条では、八つの軸を定義してございます。

1号で、暴力団とは、法第2条第2号に規定する暴力団をいう。ここで、法第2条第2号の規定におきましては、その団体の構成員が集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体をいうとしております。

2号で、暴力団員とは、法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。法の規定では、暴力団の構成員をいうとしております。

3号で、暴力団関係事業者とは、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する事業者をいうとしております。

4号で、町民とは、町内に住所を有する者、居住する者、町内に通勤または通学する者、町内で事業を営む法人及び活動する団体をいうとしてございます。以下、事業者、町民等、公共施設等を八つの軸につきまして定義を2条でしております。

3条は、基本理念として、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本として、町、町民等関係機関、関係団体が相互に連携・協力し、暴力団の排除を推進すると定めております。

第4条におきましては、町の責務として、基本的理念にのっとり暴力団排除に関する施策を実施すると定めております。

第5条では、町民等の責務として、基本理念にのっとり暴力団排除に自主的に取り組み、または町に協力すると定めております。

第6条から第10条までにつきましては、基本的な施策について定めております。

第11条の条文では、暴力団の威力利用の禁止について定めております。

第12条の条文では、利益供与の禁止について定めております。

13条では、委任について条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるとしております。

なお、条例の施行日でございますが、附則として、1項で、この条例は公布の日から施行するとするものですが、本年の8月に暴力団対策法の一部改正をする法律が公布され、この改正の施行日は、交付の日から3カ月を超えない範囲内において制令で定める日とするとされることから、附則の第2項で、本条例の第2条第2項の条文中に、法第32条の3とあるのは、法の改正前における法第32条の2と改正法の施行日の前日まで読みかえをするとするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

別海町暴力団排除条例。

第1条、目的。

この条例は、別海町（以下「町」という。）からの暴力団の排除について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、町、町民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

第2条、定義。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号、暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）（発言する者あり）

それでは、条文の朗読は省略してよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

失礼いたしました。それでは、以上で説明とかえさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第64号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

1 番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、この条例制定するに当たっての説明の中にもありましたように、暴力団の人たちは、自分たちを暴力団と名乗って近寄ってくるわけでありません。この中で一番大事になってくるのは、多分8条にあるように、その情報提供の部分だと思うのです。その情報提供、要するに指定暴力団等、この人たちが暴力団であるという情報をどのように公開する、どのように町民に伝えるのかということ。これはきっと一番大きな問題になるし、難しい問題ではあると思うのですけれども、そのあたりをどのように整理されていくのか、お考えをお伝えください。

○議長（渡邊政吉君） 総務部次長。

○総務部次長（宮部正好君） ただいまの木嶋議員の御質問でございますが、暴力団なのかどうなのかということの情報をどのようにして調べて、そして必要に応じて、その情報を提供するかという御質問かと思えます。

それで、この条例が制定された後に、私どもが考えてございますのは、関係機関であります警察と連携をとることにしております。別海町の暴力団排除条例に基づいて、釧路方面中標津警察署長と別海町長との間で、別海町が発注する、建設工事にかかわらないと思えますが、建設工事その他町の事務事業及び別海町が設置する公共施設のからの暴力団の排除の措置を講ずるために、相互に連絡体制、協議体制を確立し、その運用が円滑に図られるように必要な事項について、中標津警察署長と別海町長の間で、その情報の提供のやりとりについての必要な合意書を締結する準備を今進めてございます。

したがって、この合意書によりますと、必要なときに中標津警察署長にその情報を提供を求めたら速やかに情報が提供される、そのような合意書の内容を今検討している最中でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 行政側については、それで多分大丈夫だとは思いますが、ここには一般町民もそうですし、事業者にとっても取引をしないとか、そういうことであると思うのです。そのあたりが、暴力団とはいえ、この人たちもやっぱり人間ですので人権を持っているわけですね。そうすると、個人情報の関係ですとか、そういったことの部分で非常にデリケートな問題も出てくるのではないかと思いますけれども、その辺もこれからは考えていく部分ではないかなというふうに思いますし、そういう民間の人たちに対する対策というのですかね、情報の提供というのを加味していく必要があるのではないかと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

確かに木嶋議員おっしゃいますように、この暴力団と暴力団員の定義につきましては、法に定めがあるのですけれども、まさしくその人を指して暴力団員であるというような見てわかる明確な定義はないのかなというふうに考えております。

また、それらの構成員をもって組織する者が暴力団だということでございますから、広域暴力団のように、その事務所の所在ですとか、そういったもので明確にわかる場合は別といたしまして、なかなかその定義づけが難しいというのは、私たちも対応の仕方について思慮するところになるのかなというふうには思いますが、条例が制定されましたら、先ほど御説明いたしましたように、警察関係機関等と協議をいたしまして、住民の方にこの条例が制定されたこと、それとこの条例を運用していくために、どのような考え方をするかということなどにつきまして、これから具体的な周知の方法を検討することになるかと思っておりますけれども、住民の皆様にもその条例の趣旨と、それから運用についてお知らせをしてみたいというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

なお、ただいま議題となっております議案第64号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第11 議案第65号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第11 議案第65号別海町公民館の設置及び管理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（大島 登君） 議案第65号別海町公民館設置及び管理等に関する条例の制定について、内容説明を申し上げます。

議案の10ページをごらんください。

現在、公民館の設置等に関する条例は、別海町公民館条例と別海町公民館使用条例の2本立てとなっております。

また、使用許可規定が別海町公民館条例と別海町公民館規則にそれぞれ規定されております。

本来、公の施設の使用許可規定は、管理条例に規定されるべきものであること。また、条例が複数存在することにより、町民がわかりにくい状況になっていることから、現条例、別海町公民館条例と別海町公民館使用条例を廃止し、この2本の条例を一元化して新たに別海町公民館設置及び管理等に関する条例を制定するものであります。

なお、この条例に関する規則、規程についても、あわせて整理して一元化するものです。

新たに制定いたします新条例と旧条例の相違点について説明いたします。

11 ページ中段になります。第7条の審議会の委員長及び副委員長については、別海町公民館運営審議会規則にある条文をここに加えたものです。

次に、11 ページ下段にあります第10条の使用許可ですが、旧条例では、公民館長の許可を受けなければならないとありましたが、新条例では、教育委員会の許可を受けることに改めております。

次に、12 ページ上段にあります第11条使用の制限は、第2項第1号を新たに加えております。

また、第4号は、別海町公民館規則にある使用許可の条文をここに付け加えたものです。

なお、旧条例では、社会教育法第23条第1項に該当すると認めるときとありましたが、この社会教育法第23条の条文の解釈については、単に特定政党の利害に関することだけでは、法に抵触するものではないとの判例も出されていることから、表面上の文言だけをとらえた誤った解釈を避けるため、新条例では削除しております。

次に、第14条使用料の返還は、別海町公民館規則の使用料の返還の条文を文言の整理をしてここに付け加えております。

第15条、使用目的の変更等の禁止は、新たに加えた条文となります。

それでは、議案の本文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

別海町公民館設置及び管理等に関する条例を次のように制定する。

別海町公民館設置及び管理等に関する条例。

第1条、目的。

この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的を達成するため、法第24条の規定に基づき、別海町公民館の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条、設置。

別海町に公民館を設置する。

第2項、前項の規定に基づき設置される公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

第1号、別海町中央公民館、別海町別海西本町52番地。

第2号、別海町西公民館、別海町西春別99番地の3。

第3号、別海町東公民館、別海町尾岱沼潮見町72番地。

第3項、公民館には、必要に応じ分館を設置することができる。

第3条、管理者。

公民館は別海町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

第4条、職員。

公民館に法第27条第1項の規定により、館長を置く。ただし、教育長が認めたときは、副館長、主査及び主任等を置くことができる。

第5条、公民館運営審議会の設置。

法第29条第1項の規定に基づき、別海町公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第6条、審議会の定数及び任期。

前条に規定する審議会は、委員15名をもって組織する。

第2項、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う

者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

第3項、委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

第4項、委員が第2項の規定に該当しなくなった場合、または特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

第7条、審議会の委員長及び副委員長。

審議会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員が互選する。

第2項、委員長は会議の議長となり、会務を総括する。

第3項、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第8条、分館活動推進委員会。

分館を設置した場合は、分館活動の推進を図るため、分館活動推進委員会を置く。

第2項、委員の定数は、分館ごとに7名以内とする。

第3項、委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条、報酬及び費用弁償。

委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年別海村条例第43号）に定めるところによる。

第10条、使用の許可。

公民館を使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

次のページになります。

第11条、使用の制限。

教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について、使用の制限その他必要な条件をつけることができる。

第2項、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

第1号、法第20条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。

第2号、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき。

第3号、建物または付属設備等を破損するおそれがあるとき。

第4号、暴力団、その他集団的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

第5号、管理上支障があるとき。

第6号、前各号に掲げるもののほか、教育委員会において不適當と認めるとき。

第12条、使用の停止または取り消し。

使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は使用の条件を新たに付し、もしくはこれを変更し、使用を停止し、または使用の許可を取り消すことができる。

第1号、この条例及び規則等、または指示に違反したとき。

第2号、使用の許可条件に違反したとき。

第3号、その他教育委員会において必要があると認めるとき。

第13条、使用料。

使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたものについては減免することができる。

第14条、使用料の返還。

既納の使用料は返還しない。ただし、次の場合においては、その全部または一部を返還することができる。

第1号、使用者の責任によらない理由により、使用することができなくなったとき。

第2号、使用前に使用の許可の取り消しまたは記載事項の変更の申し出をし、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。

第3号、第12条第3号の規定により使用を停止し、または使用の許可を取り消したとき。

第15条、使用目的の変更等の禁止。

使用者は許可を受けないで使用目的を変更し、または使用の権利を他人に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

第16条、特別な設備等。

使用者は公民館に特別な設備をし、または変更を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

第17条、原状回復。

使用者は、その使用を終わったとき、または使用の停止もしくは使用の取り消しを命ぜられたときは、直ちに使用した施設及び施設等を現状に回復しなければならない。

第18条、損害賠償。

使用により建物及び付属設備等を破損し、または滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、これを減免することができる。

第19条、委任。

この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則として、1、施行期日。この条例は、公布の日から施行する。

2、別海町公民館条例等の廃止。別海町公民館条例（昭和42年3月20日別海村条例第4号）及び別海町公民館使用条例（昭和42年3月20日別海村条例第5号）は廃止する。

3、経過措置。この条例の施行前に、公民館の使用の許可を受けた者及びこれに基づく使用料は、なお従前の例による。

別表第1（第13条関係）、次のページにあります使用料については、変更がありませんので説明は省略させていただきます。

以上で、議案第65号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第65号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 第11条の2号のところで、教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならないというふうにして強い表現があるのですが、1号から4号まではわかりました。5、6のところで、管理上支障があるときとか、教育委員会において不相当と認めるときというふうにして書いてあって、具体的なことがなくて漠然としているのですけれども、あらかじめ教育委員会の中で何か想定しているような内容があればお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 今回、先般の社会教育法23条の関係もありまして、誤解を招いた事件がありました。そういったことから、教育委員会の内部で取り扱い基準を設けたところでありますが、この取り扱い基準に、先ほどの使用の制限、第5号、管理上支障があるときについて、それが認められるときとは、取り扱い基準について6点ほど上げております。

読み上げますと、ア、町公民館地域主催事業を実施するとき。イ、保護者または成人の同伴が伴わない小学生、中学生及び高校生のみが使用するとき。ウとして、清掃、建物の改修工事等のため、一般の使用に供することが困難と認められるとき。エとしまして、火の使用を認められている部屋以外の部屋において火の使用を伴う事業を行うとき。オとして、音、におい、振動等により、ほかの利用者に著しい支障を来すおそれがあるとき。カとしまして、その他上記以外で、公民館長が管理上の支障があると認めたときなどが管理上支障があるときとして認めることはしないというふうになっております。

そのほかに、使用を制限するといったところでは、社会教育法の関係の中で、教育委員会として、この取り扱い基準の中に入れておりますが、これも5点ございます。政治的な関係で使用を許可しないものとする場合ですけれども、アとして、政策や政治に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、公民館利用者に対する示威的行為や勧誘を伴うものであるとき。例えば使用を承認した室以外で公民館利用者に対しスローガンを唱える等の示威的行為や、党員、政党の勧誘等の行為を伴うもの。イとして政党及び政治団体が党員や会員だけを対象に総会、後援会、報告会等を行う場合。ウとしましては、政党及び政治団体の運営に係る事務作業。エとしまして公職選挙法に基づく個人演説会等を除く選挙運動としての演説会、集会、討論会、決起大会等。オとしましてその他公民館の政治的・中立性に対する町民の信頼を損なう政治活動を行うときとしております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 公民館の運営方針で社会教育法の中の23条には、公民館は特定の宗教を支持したり、特定の宗派とか、教団とか、それから選挙、事業を行ったり、それは公民館はしてはならないけれども、それを利用する人たちはしてもいいというふうになっていたと思うのですけれども、そのこのところは、この今言われました後の教育委員会が不相当と認めるところとは随分かけ離れた内容になっていると思うのですけれども、教育委員会の中で話し合われた結果、そのように結論づけられたということでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） この取り扱い基準については、教育委員会内部で5回ほど検討しまして整理したものですけれども、今議員がおっしゃった、この公民館だけが制限になるのかということだと思いますけれども、このこと、今先ほど説明した5点については、公民館あるいは町民の方にもその制限はつく、制限はされるということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、今の答弁でよろしいですか。ちょっと質問者と答弁、よろしいですか、それでも。

瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） これは公民館には制約はあるけれども、町民のほうとしては、正

しい方法で、そして住民に害を与えない、それこそ勧誘しますとか、スローガンを唱えるとか、そういうことはさっきだめということだったのですけれども、正当な方法で利用するというのであれば、どんな政党でも門戸は公民館に開かれていると考えているのですけれども。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） ただいまの質問でございますけれども、政治団体あるいは町民団体等が広く町民を対象にした政治に関する学習会、講演会等の使用については、許可するという考えを持っております。ただし、先ほどの説明いたしました使用を許可しない部分については、これらの5点につきましては、特定の人が特定の行為のために行うということでありまして、そういった中では、社会教育法20条の公民館の目的に反する活動だということで使用は許可しないと。そういったものにつきましては、公民館もそういった事業を行わない、町民の方にもそういった目的で貸し館をするということはしないという取り扱い基準の内容になっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいでしょうか。いかがなものでしょうか。

瀧川議員よろしいですか。

○9番（瀧川榮子君） はい、譲ります。

○議長（渡邊政吉君） 譲る。そういうことでなくて、よろしいのですね、瀧川議員は。それでは、ほかの方。

1番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今の答弁、少し解せないところがあるのですけれども、要するに、これは思想信条の自由というのは憲法で守られているわけですよ。なぜそれが、例えば集会を開いたりだとか、別に特定の団体であろうが何であろうが、集会を開こうが、それは自由なわけですよ。それが例えば暴力行為を引き起こしたりとか、扇動したりということがあれば別ですけれども、それ以外のことに関しては、すべて憲法で守られているはずですよ。なぜそれが社会教育施設、社会教育法であるから、そういう解釈が生まれてくるのか、僕には絶対わからないのですけれども。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） ただいまの御質問ですけれども、社会教育法では、単に特定政党の利害に関する事業を行うということだけでは、使用を許可しないということにはならないということになっています。そういった中で、町教育委員会としても今回内部で検討した結果、政党及び政治団体、町民団体が広く町民を対象にした場合については、許可するというふうにしております。

先ほど説明した中で該当しない、使用を許可しない場合というのは、例えば政党や政治に関する学習活動をしていて、公民館利用者に対して、そういった政党に加入する、あるいはスローガンを唱えるなど、示威的行為をした場合については貸しませんというふうにしております。

また、政党、政治団体が党员や会員だけを、特定の人だけを対象にした総会、後援会とか報告会、そういったものについても、使用を許可しないとしています。そして政党及び政治団体の運営に係る事務作業、そういったものをやる場合についても、貸し館についてはしないと。その事務作業をするためにだけ使うということは、その政党だけの利益になると。特定の人だけ使うようになりまして、ほかの人たちが使えない部分もございます。

そういった特定の中での貸し館については、今回そういった部分で、使用については許可しないというような判断をしたものです。

○議長（渡邊政吉君） 1 番木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） 今、特定とおっしゃいましたけれども、その政治団体と普通のサークルと、確かに目的は違うかもしれないのですけれども、サークル活動で事務作業をする場合は貸しますよね。だけれども、その政治団体は貸さない。どこに違いがあるのでしょうか。その人たち以外は使えないと言うけれども、サークル活動は皆さん公募というか、それぞれ好きな人たちが集まってグループをつくるわけですね。これ自体は閉鎖的なグループですね、その集まっている段階では。その人たちが例えば何か事務作業をする、書類をつくったりとか、いろいろな活動をするためのその準備をしたりだとかする。それと政治団体が集まって自分たちの会議を持ったりだとか、事務作業をしたりだとか、どこに違いがあるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

社会教育法の第20条の公民館の目的として、公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情報の循環を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。そういった部分から、広くその住民のために利用するという考え方で、今回先ほどの部分の利用については制限したものであります。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） ここで話していてももちが明かないと思いますので、これは多分委員会に付託されることになると思いますから、ぜひその場できちんとこの辺も審議してもらいたいと。

今はやっぱり、広く町民にと言いますけれども、政治団体だろうが、普通のサークルだろうが、みんな町民ですよ。町民で、その地域のために、そして世の中のためにと考えて皆さん活動されているわけですよね。それは福祉の向上であったりだとか、教育・文化の向上であったりとか、そういうことにすべて関連している活動の中の一環として、例えば政治団体があったりだとか、そういうサークルがあったりだとか、その違いというのは私はないと思っています。ですから、そういう区分けをしない。だから前回政治団体というのは、公民館は行ってはいけないという条例の中にうたっていたやつを、勘違いして住民のほうにそれを該当させてしまったということが問題だと思いますけれども、とにかく町民の活動に何ら区分けはないということを、そこはきちんと押さえてほしいなというふうに思いますので、ぜひ委員会のほうでもしっかり審議してもらって、この問題を、皆さんに不利益のないような形で条例が施行されることを願っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 今の答弁いいのですか。

○1 番（木嶋悦寛君） 要らないです。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

1 5 番中村議員。

○1 5 番（中村忠士君） 関連しますけれども、1 点お聞きしたいのは、例えば何とかという団体が申請して集まってきますよね。集会か学習会か、何かわからないけれども集まってくると。それが特定の人であるというふうに、あるいは特定の人ではないというふ

うに判断するのはどこなのか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） ただいまの質問にお答えいたします。

公民館の貸し館につきましては、利用する1週間前に公民館のほうに使用許可を提出しなければなりませんけれども、その使用の内容等によって判断できるものについては、そういったことで整理したいと。できるものについては、そういうふうに整理したいと。そして、途中でそういった貸し館の許可を出した場合で、使っている場合に何らかの形で判明した場合については、途中であっても利用については中断していただくということを取り扱い基準の中では考えております。

先ほど言いました使用の許可の申請書が出されますので、そういった中でこういった範囲で使われるのか、こういった方が使われるのかといったことで判断したいと考えています。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 例えば10人参加して、AさんからBさんずっとありますね。この人が特定の範囲に入るのか入らないのかとだれが判断するのですか。

私は判断できないと思うのですよ。そういう判断できないことを無理やり判断することになりませんかと聞いているのです。

教育部長。

○教育部長（山口長伸君） 中村議員のおっしゃるとおりだと思います。ですから、極端な言い方ですけども、うそを言ってもいいのです。変な言い方ですよ。極端な例です。けれども、内容については一切わかりません、私たちは。そこまでわかりません。例えば、Aという団体が来て、こういう目的です。それをそのまま受けとめます。けれども、そこに極端なことを書かれていたら、やはりこれはどういう意味ですかと聞くでしょうね。そういうことだと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 結論的には、先ほど木嶋議員が言われたとおりに、ぜひ委員会でしっかり論議していただきたいなと思います。判断できないことをわざわざ載せて、それによって何らかの区別なり、差別なりをしていくということに関しては、大変問題があるのでないだろうかと私は思いますので、これ委員会に対する要望ですけども、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 要望として受けさせていただきます。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、総務文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

---

午後 2時20分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎日程第12 議案第66号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第12 議案第66号別海町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課参事。

○総務課参事（佐藤則夫君） それでは、議案第66号別海町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明いたします。

今回の改正につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が本年6月27日に施行されたことにより、災害対策の強化を図るため、災害対応については、災害対策本部が担うことを明確化する一方で、地方防災会議の所掌事務に地方公共団体の長の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議すること等を追加するとともに、多様な主体の意見が反映されるよう、自主防災組織を構成するもの、または学識経験者を会議の委員として追加すること等の見直しを行うこととなったため、関連する条例について所要の改正を行うとするものでございます。

改正部分につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開き願います。

別海町防災会議条例の一部を改正する条例新旧対照表です。左側が改正後、右側が改正前となっております。

まず、第2条、防災会議の所掌事務において、第2号を「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」と改め、第2条中、第3号を第4号とし、第2号の次に第3号として、「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」を加えるものです。

次に、第3条第5項で委員に「自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者」を第10号として加えます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第66号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第66号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

◎日程第13 議案第67号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第13 議案第67号別海町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課参事。

○総務課参事（佐藤則夫君） 議案第67号別海町災害対策本部条例の一部を改正する条

例の制定について、内容を御説明いたします。

本案の改正につきましても、議案第66号と同様に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正部分につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料2ページをお開き願います。

別海町災害対策本部条例の一部を改正する条例新旧対照表です。左側が改正後、右側が改正前となっております。

法律の改正により、第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」と改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第67号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第67号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

#### ◎日程第14 議案第68号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第14 議案第68号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課参事。

○総務課参事（佐藤則夫君） 議案第68号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明いたします。

本条例につきましては、住民の交通手段を確保し、公共の福祉に資するため、道路運送法の規定により行う乗合自動車の運行に関し、必要な事項を定めております。

今回、新町立別海病院の開業に伴い、周辺道路を含め、病院構内への乗り入れ環境が整ったことから、かねてより要望のありました病院前までの生活バス乗り入れについて、10月1日より運行するものであります。これに伴い、町内4路線に係る運行区間の変更と運賃表の一部を改正しようとするものであります。

改正部分につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料の3ページをお開き願います。

別海町有乗合自動車の運行等に関する条例新旧対照表です。左が改正後、右側が改正前となります。

第3条の路線及び運行区間について、上風連線、上春別線、尾岱沼線、それぞれの起点を別海バスターミナルから町立別海病院と変更し、西春別線につきましては、終点を別海バスターミナルから町立別海病院と変更するものであります。

別海バスターミナルから新町立別海病院までの運行ルートは、資料4ページの赤い線で示したルートとなります。

次に、運行区間の変更に伴い、別海バスターミナルから新町立別海病院までの区間について、新たに使用料を追加するものであります。

議案資料5ページをお開き願います。

上風連線バス運賃表となっておりますが、表中の右側下に向かいまして、町立別海病院から奥行までの各区間の料金とキロ数を追加しております。

同様に、議案資料6ページは上春別線バス運賃表、7ページには西春別線バス運賃表、8ページは尾岱沼線バス運賃表となっております。それぞれ区間ごとの料金とキロ数を追加しております。

次に、議案資料8ページの尾岱沼線バス運賃表であります。この路線は昭和59年から運行を開始しております。表中、左側の尾岱沼から白鳥台までの区間につきましては、阿寒バスとの競合路線として、阿寒バスの運賃に合わせた運賃表としておりました。今回釧路運輸局との協議の中で、現時点での競合路線に対する考え方としては、事業者運行、自治体が行う自家用運行との競合する路線については、部分的な重複の場合において、競合性がないと判断されるとのことでありましたので、再度阿寒バスとも協議を行った中で、8月23日開催の別海町地域公共交通会議に諮り、この区間を競合路線としないことで承認されましたので、今回の条例改正に合わせまして、他の区間と同様に町が設定する料金とするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成24年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第68号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第68号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

#### ◎日程第15 議案第69号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第15 議案第69号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 議案第69号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明いたします。

中小企業者の経営安定及び金融円滑化のために本条例が施行されておりますが、今般景気が低迷している状況であり、この状況がしばらく続く見込みであること。また、借り手側の支援のため、中小企業円滑化法が施行されていることを勘案しまして、商工会や金融機関からの要請もあり、商工会、金融機関と協議の上、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の朗読は省略させていただきます。改正部分につきまして別冊議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料9ページをお開き願います。

左、別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。左側が改正後、右側が改正前となっております。

改正後で説明をいたします。

まず、融資対象。第5条第1号に、「（昭和24年法律第181号）」を追加するものです。これにつきましては、条例の精査によるものです。

次に、融資条例第6条第3号に「ただし、やむを得ない事情があると町長が認めた場合は、貸付期間を変更することができる。」を加えるものです。

これに関しましては、今まで貸し付け期間の変更を認める条文がありませんでしたが、中小企業円滑化法が施行されており、これに対応すべく追加するものです。

続きまして、補助及び利子補給。第7条の2号として、「前条第3号ただし書の規定により貸付期間を変更した場合は、貸付変更日をもって利子補給を打切るものとする。」を加えるものです。

続きまして、資料の10ページになりますが、附則第2項の「）」の追加は、条例精査によるものです。

附則第5項中、「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、第7条の次に第1項を加えるものです。これにつきましては、1%の利子補給上乘せ分を5年間延長するものです。

次に、附則、平成9年6月20日、別海町条例31号と平成14年6月27日、別海町条例第28号につきましては、第7条に1項を加えたことによる変更です。

最後に、附則としまして、この条例は平成24年10月1日から施行するものです。

なお、この条例改正に伴う予算補正等はありません。

以上で、議案第69号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第69号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

10番山田議員。

○10番（山田 信君） 第6条ですが、ただしやむを得ない事情があると町長が認めた場合は、貸し付け期間を変更することができるかとあるのですけれども、これどのぐらいまでを認めるという考えがあるのか。上限どのぐらいなのか。いつまでこれ、何か上限がないような、これだけとると見えるのですけれども、その辺具体的にどのぐらいまで考えているのかちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 先ほども御説明いたしましたとおり、円滑化法の施行によりまして、金融機関とその借り手側がいろいろその経営状況等によって、この貸し付け期間等は変わるものと思っております。上限等の設定はございません。猶予する場合、猶予してから貸し付けを延ばす場合、いろいろなケースが考えられると思っております。その時々によって融資期間は変わるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 山田議員。

○10番（山田 信君） わかりました。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

#### ◎日程第16 議案第70号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第16 議案第70号町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（佐藤一彦君） 議案第70号町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

議案と、あわせまして資料の11ページをお開き願います。

今回の改正は、10月の新病院開設に伴い、病床数を現病院の99床から84床に改めるものです。病床数84床につきましては、新病院建設基本計画時に御説明のとおり、計画時の入院患者数や地域の医療施設との連携、将来の人口減少、高齢化の進行などを考慮し、将来的に過大にならない規模として一般病床84床としております。

それでは、議案を読み上げまして説明とさせていただきます。

議案第70号町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

町立別海病院事業の設置等に関する条例（昭和42年別海村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「99床」を「84床」に改める。

附則、この条例は、平成24年10月1日から施行する。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第70号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

#### ◎日程第17 議案第71号

○議長（渡邊政吉君） 次、日程第17 議案第71号町立別海病院条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（佐藤一彦君） 議案第71号町立別海病院条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

議案第71号につきましても、新病院の開設に伴い、病院の住所を改めるものです。

それでは、議案を読み上げまして説明とさせていただきます。

議案第71号町立別海病院条例の一部を改正する条例の制定について。

町立別海病院条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

町立別海病院条例の一部を改正する条例。

町立別海病院条例（昭和39年別海村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1項中「西本町36番地」を「西本町103番地9」に改める。

附則、この条例は、平成24年10月1日から施行する。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第71号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、質疑を終わります。

---

◎日程第18 議案第72号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第18 議案第72号町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長(佐藤一彦君) 議案第72号町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

議案第72号につきましても、新病院の開設に伴い、特別個室の料金を改正するものがあります。

現病院の特別個室は、1室5,000円としているものを、新病院では6,000円にするものであります。新病院の特別個室は3室あり、広さが約10畳ほどで、トイレ、お風呂、テレビ、冷蔵庫、応接セットがあります。料金の6,000円については、近隣の病院とも比較した中で決定したものであります。

ちなみに、根室管内の状況ですが、市立根室病院につきましても9,000円、町立中標津病院につきましても7,000円、町立標津病院につきましても、特別料金の設定はしておりません。

その中で、別海町民が多く利用する中標津、最も身近な病院との比較の中で、施設の中身につきましても、ほぼ同じような施設となっておりますが、広さが別海病院よりも約倍近い広さを持っておりますので、そのため、その中で比較した中で6,000円程度が妥当という形で決めさせていただきました。

なお、平成18年に厚生労働省の告示第99号により算定基準の追加がありましたので、第3条料金算定の条文についてもあわせて改正しております。

それでは、議案を読み上げまして説明とさせていただきます。

議案第72号町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例。

町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例(昭和39年別海村条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」に改める。

別表特別個室の項を次のように改める。

特別個室、1室、6,000円、1日当たり(1人用室)。

附則、この条例は、平成24年10月1日から施行する。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第72号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

◎日程第19 議案第73号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第19 議案第73号財産の取得について（スクールバス）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第73号の内容説明をいたします。

議案の28ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、スクールバス中型2台。

取得の方法、指名競争入札による契約。

取得価格、3,549万円。うち消費税及び地方消費税額169万円。

取得の相手方、標津郡中標津町東13条南1丁目1番地、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店、支店長、小松原司。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

入札の執行は9月10日で、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所の2社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3,420万円、最低入札価格は3,380万円で、最低入札者であります本案の東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店と現在仮契約中であります。

なお、納期は翌年3月15日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料にて御説明いたします。議案資料の14ページをお開きください。

このスクールバスは、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により取得するもので、主要諸元、型式、SDG-RR7JJ CJ、乗車定員45名、全長8メートル99センチ（8.990メートル）、全幅2メートル34センチ（2.340メートル）、全高3メートル3.5センチ（3.035メートル）、総排気量6.403リットル、最大出力230馬力となっております。

資料15ページには、正面、背面、内部平面、側面図を記載しております。

以上で、議案第73号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第73号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第 20 議案第 74 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 20 議案第 74 号財産の取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第 74 号の内容説明をいたします。

議案の 29 ページをお開きください。

本案も財産の取得に当たり、予定価格が 1,500 万円を超えるため、地方自治法第 9 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、高規格救急自動車 1 台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、3,952 万 2,000 円。うち消費税及び地方消費税額 188 万 2,000 円。

4、取得の相手方、標津郡中標津町東 16 条北 1 丁目 1 番地、釧路トヨタ自動車株式会社中標津店、店長、山下真市。

高規格救急自動車につきましても、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により取得するもので、主要諸元、型式、CBF-TRH226S、乗車定員 7 名以上、全長 5.620 メートル、全幅 1 メートル 89.5 センチ（1.895 メートル）、全高 2 メートル 56 センチ（2.560 メートル）、総排気量 2.693 リットル、最大出力 151 馬力、高規格救命処置用資機材として、気道確保用資機材や心電図計及び心電図電送装置など一式及び救急用資機材として人工呼吸器や酸素吸入装置などの呼吸循環管理用資機材など一式です。

17 ページには、正面、背面及び上から見た図面、側面図を記載しております。

以上で、議案第 74 号の説明を終わります。

申しわけございません。契約までの本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

入札の執行は 9 月 10 日で、釧路トヨタ株式会社中標津支店、帯広日産自動車株式会社釧路日産中標津支店の 2 社による指名競争入札を行い、1 回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は 3,848 万円、最高入札価格は 3,764 万円で、最低入札者であります本案の釧路トヨタ自動車株式会社中標津店と現在仮契約中であります。

なお、納期は翌年 3 月 15 日までとしております。

以上で、議案第 74 号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 74 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

## ◎日程第 2 1 議案第 7 5 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 2 1 議案第 7 5 号財産の取得について（じんかい収集車）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第 7 5 号の内容説明をいたします。

議案の 3 0 ページをお開きください。

本案も財産の取得に当たり、予定価格が 1, 5 0 0 万円を超えるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、取得する財産の種類及び数量、じんかい収集車 1 台。
- 2、取得の方法、指名競争入札による契約。
- 3、取得価格、1, 4 6 7 万 9, 0 0 0 円。うち消費税及び地方消費税額 6 9 万 9, 0 0 0 円。
- 4、取得の相手方、釧路市鳥取大通 6 丁目 8 番 1 1 号、UDトラックス道東株式会社釧路支店、支店長、坂本富美男。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

入札の執行は 9 月 1 0 日で、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう釧路支店、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所、UDトラックス道東株式会社釧路支店の 4 社による指名競争入札を行い、1 回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は 1, 4 2 0 万円、最低入札価格は 1, 3 9 8 万円で、最低入札者であります本案の UD トラックス道東株式会社釧路支店と現在仮契約中であります。

なお、納期は、翌年 3 月 1 5 日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。議案資料の 1 8 ページをお開きください。

このじんかい収集車につきましても、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により取得するもので、主要諸元、型式、QKG-PK39L、乗車定員 3 名、全長 7. 8 6 5 メートル、全幅 2 メートル 3 1. 5 センチ（2. 3 1 5 メートル）、全高 2 メートル 7 9 センチ（2. 7 9 0 メートル）、総排気量 7. 0 1 3 リットル、最大出力 2 4 5 馬力、荷箱容積 1 0 立方メートル級（最大積載量 4. 8 トン以上）です。なお、全長、全幅、全高につきましては、最終的に車検により確定するもので、現時点ではおおよその長さとなります。

1 9 ページには、背面、上から見た平面図及び側面図を記載しております。

以上で、議案第 7 5 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 7 5 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

8 番安部議員。

○8 番（安部政博君） 済みません。ちょっと確認をさせていただきたいのですが、先ほど第 7 3 号の説明のときに、この 9 6 条第 1 項第 8 号、1, 5 0 0 万円を超える

というふうに僕は聞いてしまったのですけれども、間違いだったでしょうか、それもう一度お願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） お答えいたします。

予定価格が1,500万円を超えるため、今回議会の議決を求めるものでございます。以上です。

○議長（渡邊政吉君） 安部議員よろしいですか。

○8番（安部政博君） 勉強になりました。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時12分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎日程第22 議案第76号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第22 議案第76号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第76号町道の路線認定及び廃止についての内容を説明いたします。

議案の31ページをお開きください。

本案につきましては、道営土地改良事業豊原南地区一般農道整備の新規採択のため、計画路線の町道上春別42線、豊原4号線、根室中部33号幹線の3路線を一たん廃止とし、事業未施工区間の2路線を改めて変更認定するものです。

認定する2路線につきましては、道路法第8条第2項の規定により、廃止する3路線につきましては、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

町道の路線認定及び路線廃止にかかわる概要につきましては、議案資料により説明いたします。議案資料の20ページをお開きください。

既に認定している認定路線数は669路線で、総延長1,198キロ431.95メートル（1,198,431.95メートル）となっております。今回の認定分は2路線で、6キロ324.94メートル（6,324.94メートル）で、廃止分は3路線で10キロ444.41メートル（10,444.41メートル）です。これにより、認定町道は668路線、総延長は1,194キロ312.48メートル（1,194,312.48メートル）となり、1路線4キロ119.47メートル（4,119.47メートル）の減となっております。

なお、町道の路線認定及び路線廃止の位置図は、議案資料の22ページから24ページに添付しております。

説明については、省略させていただきます。

以上で、議案第76号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第76号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

### ◎日程第23 議案第77号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第23 議案第77号土地改良事業の施行についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第77号土地改良事業の施行についての内容を説明いたします。

議案の33ページをお開きください。

本案は、平成25年度新規採択農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業富岡南地区の事業開始に伴い、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法第96条の2第2項により議会の議決を求めるものであります。

事業の概要につきまして、議案資料により説明いたします。議案資料の25ページをお開きください。

事業箇所は富岡地区内の図に示す位置で、工事の区間としまして、起点は中春別234番地7地先から、終点が中春別238番地3地先までの町道中春別南19号線の一部でございます。

施工予定年度は、平成25年度から平成29年度の5カ年。施工延長は道路改良舗装2,398メートル。造成幅員が6メートル。車道幅員が4メートルでございます。施工方法は請負。概算事業費は2億5,000万円で、事業費の負担割合は国が55%で1億3,750万円、町は45%で1億1,250万円です。施設名は道路。受益戸数は6戸です。

以上で、議案第77号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第77号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

### ◎日程第24 認定第1号から日程第31 認定第8号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第24 認定第1号平成23年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第2号平成23年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第3号平成23年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27 認定第4号平成23年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28 認定第5号平成23年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29 認定第6号平成23年度別海町後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30 認定第7号平成23年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第31 認定第8号平成23年度別海町水道事業会計決算認定についての8件については、一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、この決算認定については、特別委員会を設置し、詳細な審議をいたしたいと考えておりますので、内容については、要点にとどめて説明をお願いいたします。

副町長。

○副町長（磯田俊夫君） 認定第1号から認定第8号までの平成23年度別海町各会計決算についての要点説明でございますが、決算額をもって説明にかえさせていただきますので、御了承をいただきたいと思っております。

それでは、認定第1号一般会計歳入歳出決算でございます。

3ページをお開きください。

歳入であります。収入済額の合計で申し上げます。150億7,197万499円でございます。

次に、7ページをお開きください。

歳出ですが、支出済額の合計で申し上げます。145億6,482万367円あります。

次に、8ページをお開きください。

歳入歳出差し引き残額は、5億715万132円となります。そのうち、基金繰入額が3億円となっております。

次の事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

204ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額150億7,197万円。歳出総額145億6,482万円。歳入歳出差引額5億715万円。繰越明許費繰越額707万5,000円。計が同じく707万5,000円で、実質収支額は5億7万5,000円。基金繰入額は3億円となっております。

次に、認定第2号の国民健康保険特別会計歳入歳出決算書でございます。

206ページでございます。

歳入でございますが、収入済み額で申し上げます。23億9,860万4,012円でございます。

次に、208ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済み額で申し上げます。23億8,296万4,104円でございます。

次のページの歳入歳出差引残額1,563万9,908円でございます。

次の事項別明細書については、省略させていただきます。

227ページ。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額23億9,860万4,000円。歳出総額23億8,296万4,000円。歳入歳出差引残額1,564万円。実質収支額1,564万円でございます。

次に、認定第3号下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

229ページをお開きください。

収入済み額で申し上げます。5億2,590万7,918円でございます。

次に、231ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済み額で申し上げます。5億2,571万6,831円でございます。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額は19万1,087円でございます。

次の事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

244ページ。

実質収支に関する調書です。

歳入総額5億2,590万7,000円。歳出総額5億2,571万6,000円。差引額19万1,000円。実質収支額19万1,000円でございます。

次に、認定第4号介護サービス事業特別会計歳入歳出決算でございます。

245ページをお開きください。

収入済み額9億323万7,138円でございます。

次に、247ページをお開きください。

支出済み額9億291万840円でございます。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額32万6,298円でございます。

次の事項別明細書については、省略させていただきます。

265ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額9億323万7,000円。歳出総額9億291万1,000円。差引額32万6,000円。実質収支額32万6,000円でございます。

次に、認定第5号介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

268ページをお開きください。

収入済み額8億6,386万7,400円でございます。

次に、269ページをお開きください。

支出済み額8億3,693万7,452円でございます。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額2,692万9,948円でございます。

事項別明細書については、省略をさせていただきます。

282ページをお開きください。

歳入総額8億6,386万7,000円。歳出総額8億3,693万7,000円。差引額2,693万円。実質収支額2,693万円となります。

次に、認定第6号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

これは283ページをお開きください。

収入済み額1億2,364万4,102円でございます。

次に、285ページをお開きください。

支出済み額1億2,336万4,702円でございます。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額27万9,400円でございます。

次の事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

291ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額1億2,364万4,000円。歳出総額1億2,336万5,000円。差引額27万9,000円。実質収支額27万9,000円となります。

次に、財産に関する調書の内容を御説明申し上げます。

293ページをお開きください。

財産に関する調書でございますが、公有財産の土地及び建物でございます。土地につきましては、年度末現在高の合計で申し上げます。合計で9,206万4,571平方メートルでございます。次に、建物につきましては、延べ面積の年度末現在高で申し上げます。合計で24万519平方メートルとなります。

次に、294ページをお開きください。次のページです。

山林の保有でございます。面積は、年度末現在高の合計で6,589万4,761平方メートル。立木の推定蓄積量は、年度末現在高で64万8,976立方メートルでございます。

次に、有価証券は、株式会社別海町観光開発公社などを合わせまして、年度末の現在高で1億277万円を保有しております。

次に、出資による権利でございます。

北海道農業信用基金協会など11団体を合わせまして、年度末現在高で9億5,317万7,000円でございます。

次に、物品でございます。乗用自動車、貨物自動車など、年度末現在高の合計で175台保有しております。

次に、債権でございます。債権は奨学資金貸付金、アイヌ住宅貸付金など4貸付金があります。年度末現在高の合計で1億2,533万1,000円となっております。

次のページは基金でございます。基金は、別海町財政調整基金外23基金で、年度末現在高の合計は34億416万1,000円となっております。

次に、297ページでございます。

早坂善也奨学基金運用状況調書でございます。年度末現在高で現金または預金は、241万1,000円となっております。

次に、別海町土地開発基金運用状況調書でございます。年度末現在高の現金または預金は1億7,569万3,000円となっております。

次に、別海町酪農畜産振興資金貸付基金運用状況調書でございます。年度末現在高の現金または預金は137万5,000円、貸し付けは15件で573万3,000円、合計で710万8,000円となっております。

次に、別冊の公営企業会計の決算内容について御説明申し上げます。

認定第7号町立別海病院事業会計決算であります。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

事業収益決算で16億6,076万9,787円でございます。支出は事業費用決算額で17億813万3,057円となっております。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

資本的収入の決算額で11億9,455万7,766円。支出の資本的支出決算額は12億2,873万4,693円でございます。

財務諸表以下につきましては省略させていただきますが、当該年度の純損失は5,438万5,332円となっております。

次に、認定第8号水道事業会計決算について御説明申し上げます。

17ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

水道事業収益決算額で7億861万4,298円でございます。支出は、水道事業費用決算額で4億8,865万3,776円となっております。

次に、18ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございますが、資本的収入の決算額で1,651万5,874円であります。支出の資本的支出決算額は3億2,116万6,806円でございます。

財務諸表以下については省略させていただきますが、当該年度の純利益は2億1,186万2,947円となっております。

以上、認定第1号から認定第8号までの各会計決算の要点について御説明させていただきました。

なお、本件については、監査委員の決算審査意見書を添付しておりますので、申し添えまして説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 認定第1号から認定第8号までの平成23年度別海町各会計決算認定8件についての内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですから、質疑を終わります。

なお、この審査につきましては、8人で構成する平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、この審査は、8人で構成する平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置いたしました平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

1番木嶋議員、3番森本議員、8番安部議員、12番松原議員、13番戸田博義議員、14番戸田憲悦議員、15番中村議員、17番安田議員の8名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました8名の議員を、平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

---

午後 3時53分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告いたします。

委員長に戸田憲悦委員、副委員長に安部政博委員、以上のとおり互選されました。

ここで、お諮りします。

平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会の審査期間は、平成24年9月12日から次期定例会までといたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、審査期間を平成24年9月12日から次期定例会までとすることに決定いたしました。

---

### ◎日程第32 報告第3号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第32 報告第3号平成23年度町立別海病院事業会計継続費精算報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第3号の内容を説明いたします。

議案の42ページをお開き願います。

報告第3号平成23年度町立別海病院事業会計継続費精算報告について。

本件につきましては、平成21年度町立別海病院事業会計予算で設定した町立別海病院建設事業継続費について、平成23年度で継続年度が終了したため、精算報告書を調製しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により議会に報告するものであります。

43ページをお開きください。

こちらが、平成23年度町立別海病院事業会計継続費精算報告書となります。

まず、款資本的支出、項建設改良費、事業名、町立別海病院建設事業は、3年間の継続事業で、全体計画合計で22億2,114万3,000円で、平成21年度年割額が2億1,960万円、平成22年度年割額が11億3,893万2,000円、平成23年度年割額が8億6,261万1,000円の計画に対し、実績は平成21年度2億1,827万8,084円、平成22年度実績は11億3,877万6,613円、平成23年度実績は8億6,260万7,608円で、実績合計で22億1,966万2,305円であります。

実績合計の財源内訳は、国庫支出金9億3,546万9,000円、企業債12億8,240万円、損益勘定留保資金179万3,305円となっております。それぞれの年度の財源内訳につきましては、報告書の記載どおりであり、事業も予定どおり継続年度を終了したところであります。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

---

### ◎日程第33 報告第4号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第33 報告第4号平成23年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第4号の内容説明をいたします。

議案の44ページをお開き願います。

報告第4号平成23年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度健全化判断比率を、公営企業においては資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに、監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該各比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されており、ここに報告をするものです。

なお、監査委員の意見につきましては、平成23年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書を別冊で配付させていただいております。

また、本議会への報告とあわせまして、町のホームページ上でも公表を、また、広報誌べつかいには、決算状況とあわせて公表予定であることを申し添えます。

それでは、各比率の状況について御説明いたします。

議案下の表をごらんください。

まず、最初の表で、健全化判断比率です。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標がありますが、平成23年度において実質赤字比率については、一般会計等における決算が黒字となったこと、連結実質赤字比率については、町のすべての会計で黒字決算となったことから、これらの指標の対象とならないため、数値が記載されておられません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金合算額の標準財政規模に対する比率、これの3カ年平均であらわしますが、本指標に当たって、財政健全化団体の指定を受ける早期健全化基準は25%、財政再生団体に指定される財政再生基準は35%と規定されており、本町の平成23年度の比率は、これを下回る14.4%となりました。

続いて、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は88.1%で、これも早期健全化基準である350%を下回っております。

次に、下の表で資金不足比率です。資金不足比率は、公営企業の資金不足額がそれぞれの公営企業の事業規模に対する比率であらわされる指標で、当町では下水道事業特別会計、町立別海病院事業会計、水道事業会計について公表をいたしますが、平成23年度においては、三つの会計すべてで資金不足が生じなかったことから、指標の対象とはならず、数値の記載はありません。

以上で、報告第4号の内容説明を終わります。

---

### ◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、午前10時から一般質問を行います。

町長、それから管理職、議員の皆様、長い時間御苦労さまでございました。

散会 午後 4時03分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員